

第四十一回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和三十七年八月二十八日(火曜日)

午前十時三十一分開会

委員の異動

八月二十八日

辞任

原島 宏治君

補欠選任

中尾 辰義君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

青木 一男君

太田 正孝君

熊谷太三郎君

田中 茂穂君

高橋 衛君

林屋亀次郎君

日高 廣為君

堀 末治君

森部 隆輔君

大矢 正君

柴谷 要君

野々山一三君

野溝 勝君

中尾 辰義君

大竹平八郎君

鈴木 市藏君

外務大臣

大平 正芳君

大蔵大臣

田中 角榮君

宮澤 喜一君

大蔵省主計

上林 英男君

大蔵省理財局長

稲益 繁君

運輸省海運局長

辻 章男君

説明員

大蔵省理財

局外債課長

海堀 洋平君

通商産業省企業

局賠償特需室長

池田 久直君

参考人

日本開発

銀行総裁

太田利三郎君

大蔵省主計

上林 英男君

大蔵省理財局長

稲益 繁君

運輸省海運局長

辻 章男君

運輸省船舶局長

藤野 淳君

事務局長

坂入長太郎君

常任委員

会専門員

大蔵省理財

局外債課長

説明員

大蔵省理財

局外債課長

海堀 洋平君

通商産業省企業

局賠償特需室長

池田 久直君

参考人

日本開発

銀行総裁

太田利三郎君

大蔵省主計

上林 英男君

大蔵省理財局長

稲益 繁君

運輸省海運局長

運輸省船舶局長

藤野 淳君

事務局長

坂入長太郎君

常任委員

会専門員

大蔵省理財

局外債課長

説明員

大蔵省理財

局外債課長

海堀 洋平君

通商産業省企業

局賠償特需室長

池田 久直君

参考人

日本開発

銀行総裁

太田利三郎君

大蔵省主計

上林 英男君

大蔵省理財局長

稲益 繁君

運輸省海運局長

運輸省船舶局長

藤野 淳君

事務局長

坂入長太郎君

常任委員

会専門員

大蔵省理財

局外債課長

説明員

大蔵省理財

局外債課長

海堀 洋平君

通商産業省企業

局賠償特需室長

池田 久直君

参考人

日本開発

銀行総裁

太田利三郎君

大蔵省主計

上林 英男君

大蔵省理財局長

稲益 繁君

運輸省海運局長

運輸省船舶局長

藤野 淳君

事務局長

坂入長太郎君

常任委員

会専門員

大蔵省理財

局外債課長

説明員

大蔵省理財

局外債課長

海堀 洋平君

通商産業省企業

局賠償特需室長

池田 久直君

参考人

○永末英一君 このガリオア・エロア援助資金が債務であるかどうかという事は別問題として、両国が合意に達する過程において、アメリカ側が出したのが十九億ドル幾ら、日本側が十七億ドル幾ら、こういうものを出し合つて折衝して合意に達した、こういう御説明を本委員会でも承つておる。ところで、そういう十九億ドルとか十七億ドルとかいうものは、今あなたが言われた両国が合意に達しておつたとみなされる八億ドルとはどういう関係にあるのか、御説明願いたい。

○政府委員(稲益繁君) ただいま申し上げました八億六千万ドルは、見返資金に積み立てられるようになりました以後のドル価額でございます。これははっきりしておるのでございます。

○永末英一君 そうしますと、八億ドルを引いた残りのものは見返資金設定以前のものである、こういうお話ですね。

○政府委員(稲益繁君) そのとおりでございます。

○永末英一君 それでは、大蔵大臣にお伺いいたしますが、日本が受けた援助物資に対して支払いをするんだという場合に、見返資金を設定以前の貿易特別会計等の処理においては、日本政府は独自の働きをすることができ得なかったとわれわれは説明を受けておる。そういうものに対してまでわれわれが債務を受けたものと考えられるのかどうか、大蔵大臣の御見解を承りたい。

○国務大臣(田中角栄君) たゞたび御説明申し上げておりますとおり、当時は占領軍司令部の管轄下にごさいますし、しかも当時の日本の経済事情

民生の状態等を考えまして、日本が貿易をし、物資を輸出しても、日本としては独自の力としてはできない状態でありまして、アメリカの援助物資をのものを国民に払い下げの場合でも、非常に安い価格で払い下げたり、あるものに対しては無償で払い下げたり、貿易の足りないものはその代金をもつてまかなわれたりしたのでありますから、必然的に十九億ドルないし十七億ドルから八千七百万ドル近いものを引いた、二十四年以前、すなわち見返資金特別会計設定以前のものも日本政府及び日本国民が受け取つたものというふうに認識すべきだという考えであります。

○永末英一君 見返資金設定以前ののについて国民が支払つた、援助物資に対して国民が政府に支払つた額は幾らと算定をされておるか。

○政府委員(稲益繁君) 見返資金設定以前でございますか。見返資金設定以前につきましては、先般も通産省のほうから御説明があつたかと存じますが、いわゆる貿易物資と援助物資が一緒になつて支払われておつた。したがいまして、その中でただいまお話しのような援助物資関係で確実に幾らかという額の算定は困難であります。したが

いまして、いわゆる見返りを積み立てました以後のようにはつきりしたそういう計算ができないわけでありまして。

○永末英一君 私の伺いたいのは、この援助物資に対しては国民が支払つておる、支払つた総額は幾らと政府はお考えになっておるのか。通産でも、大蔵でも、わかつておるならお知らせ願いたい。

○説明員(池田久直君) お答えいたします。貿易資金特別会計、二十一年から二十四年三月までの収入は三千七百億七千八百五十二万八千四百二十二円でありまして、それから、支出のほうは、同じ期間におきまして、三千七百五億一千九百二十一万六千五百四十二円でございます。

○大矢正君 いつからいつまでか、具体的にのつきりして下さい。

○説明員(池田久直君) 二十一年から二十四年三月、貿易特別会計……。

○大矢正君 二十一年だつて、一日から三十一日までであるのだ。

○説明員(池田久直君) 昭和二十一年度から二十四年の三月の末まで、貿易資金特別会計が存続いたしております。この間の支出額であります。

○永末英一君 この貿易資金特別会計の収入は全部、アメリカ側からのいわゆる援助物資に対して日本国民が支払つたものを収入として計算したと、こういうことですか。

○説明員(池田久直君) これは貿易資金特別会計並びに当時貿易公団が経理いたしておりましたので、その分の収支が貿易資金特別会計に入っておりますので、それを加えたものの数でございます。

○永末英一君 私の聞いておるのは、三千七百億円幾らというののは、すべて国民がいわゆるアメリカ側からの援助物資と称せられるものに対して日本政府に支払つた金額を収入にしたと理解してよろしいかと伺つておる。

○説明員(池田久直君) これは援助物資並びに商業物資両方合わせましたものの売上代金でございます。

○永末英一君 確認しておきますが、その三千七百億円のうちに援助物資と商業物資との区分けはできないという御答弁をいただいておりますが、できませんか。

○説明員(池田久直君) お答えいたします。当時は商業物資、援助物資、これは区別なく貿易資金特別会計において経理されておりましたので、その間の区別は分かれておりません。

○永末英一君 総額としてわからなくとも、傾向として大体の比率はわかりますか、わかりませんか。

○説明員(池田久直君) お手元に配付いたしました当時の商業物資とそれから援助物資との区別というものは、当方に指示されておりましたので、当時のものとしたしましてはJES統計によらざるを得ないわけでございます。これは司令部で当時作つておりました統計でございますが、これによりまして、二十年から、終戦後から昭和二十四年三月に至ります間の輸入物資といたしましては、援助が十一億九千七百四十五万八千五百五十五円と、それから商業物資といたしましては五億四千二百九十四万四千七百三十九円……。失礼いたしました、ドルでございます。この十一億九千七百四十五万八千五百五十五ドルに相当いたしますものが、通産省で算定いたしましたものにのきましては、先ほど理財局長からお答えいたしました八億四千七百二十七万六千五百五十七ドルに相当するものでございます。

○永末英一君 ちょっと混乱しているようですが、それでは貿易資金特別会計で収入として計上せられた三千七百億円幾らというものはドル価額で幾らということになりますか。

○説明員(池田久直君) ちょっとあれいたしました、まことにあれですが、輸入物資につきまして当時一般為替レートができておりません。先ほどちょっと三千億と申し上げましたが、当時輸入物資の關係収入といたしましては千四百八十八万三千六百二十三円……。失礼いたしました。千四百億八千三百六十二万三千九百三十三円でございます。

○委員長(佐野廣君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐野廣君) 速記を起こして。

○永末英一君 今輸入物資代金としては千四百億幾らという話だったが、先ほど貿易資金特別会計で収入に上つたものは三千七百億円だった。この二つの關係は一体どうなつておりますか、伺います。

○説明員(池田久直君) そのほかに、当時輸出貨物で滞貨になりましたものを国内で処分した代金がございます。そういう關係の収入、これが二十五億でございます。それから、貿易外取引關係収入が四千三百万円、資金關係が十億、借入金金が四百三十五億、公団よりの貸付金返還千五百十八億、経費關係収入二十五億七千、その他の収入を加えましたものが先ほど申し上げました三千七百億の数字でございます。

○委員長(佐野廣君) ただいま宮澤経済企画庁長官及び調整局長の山本局長が御出席になっております。

○永末英一君 私の伺いたいポイント

は、この貿易資金特別会計の中での収入に上げられた三千七百億円余というも

のが全部、いわゆるアメリカからの援助物資などと称せられるものについて国民が政府に払ったのかどうかということを知りたいところ、今の御説明では、何か輸入物資売代金千四百億円余のうちのどこまで、そのあとのいろいろな項目をあげられたかは、二十四年三月末の帳簿を言っておられるのかと思いますが、私は、あなたが最初言われたように、二十一年当初から二十四年三月見返資金が充足するまでに、一体どれほどの援助物資というものを対して日本国民が支払ったかということを知りたい。そこにポイントを置いて御答弁をもう一度伺います。

○説明員(池田久直君) 先ほどお答えいたしました千四百億が援助物資の貿易資金特別会計の存続期間におきまして、売り払い収入でございます。そのほか公団の手持ちしております品物が四百五十四億ございます。物資の形で、当時貿易資金特別会計が廃止されましたときに、手持ちとして物資の形で持っておりますものが、ただいま申し上げました四百五十四億でございます。

○永末英一君 その千四百億円余というものはドル価額で幾らですか、それから公団が物資として持っておった四百五十四億円ですか、それはドル価額で幾らですか。

○説明員(池田久直君) お答えいたします。貿易資金特別会計の期間におきましては、公定レートがきまつておりません。したがって、輸入もしくは輸出いたしましたものは司令部が管理しております、これはドルでございますが、しかし国内に払い下

げました場合におきましては、公定価格によりまして払い下げる。それから輸出をいたしました場合には、公定価格をもって買い上げまして、これを司令部に引き渡すというような形でございます。その間にレートというものが存在いたしております。したがって、これでドルは幾らということをお算定することはできない次第でございます。

○永末英一君 先ほどの御説明で、貿易資金特別会計に含まれている商業物資と援助物資との中で、援助物資は十二億ドル程度であると、そう司令部側が言っている。この十二億ドル程度であるというものが、先ほど見返資金特別会計の総資産と言われた八億六千万ドル余だと、相当するものだと、通産省側の御説明であるといえますと、最上層スキップ側の言い分を聞いても十一億ドル余であったと思うのでありますけれども、私はまず伺いたいのは、一体、長い期間であったけれども、日本国民がその当時の円で何ぼ政府に払ったかということくらい、どこかでわかりませんか。そんなことわからぬですか、日本国民が政府に円で幾ら払ったか。

○政府委員(稲益繁君) 先ほど米のお話でございますが、こういうことにならるわけでございます。援助物資を、私先ほど申し上げましたように、見返資金が設定された以後は、これは円価額も、ドル価額もはつきりしている、こういうことでございます。それから見返資金設定以前は、援助物資を受けまして、援助物資と商業物資を込みにしてこれを国内に払い下げて、その円の経理は貿易資金特別会計で行なう。

その中においては援助物資と商業物資との区別をいたしておらないわけでございます。したがって、円の関係、幾らが援助物資だということは明らかにしておりません。それから、対応いたしますドルであります。これは御承知のように、スキップのアカウントで操作されておったわけです。その当時の換算率、為替レートというものがなかったわけでありまして、したがって、その際にドルで幾らが援助物資であるということを一々推定いたしました。それから一定の換算率で円価額を出して、貿易資金特別会計の中で援助物資の部分が幾らであろうという計算も実はいたしかねる、こういう事情でございます。

○永末英一君 貿易資金特別会計では、援助物資と商業物資と合わせて十七億ドル程度である。そのうちの援助物資については、見返資金特別会計で最後に残った資産八億ドル余に大体相当するものである、これは確認してよろしいか。

○政府委員(稲益繁君) 恐縮ですが、もう一度。
○永末英一君 通産省側から、貿易資金特別会計の収入を全部ひっくり返したところが商業物資が援助物資かわからぬけれども、スキップの説明によれば、十二億ドル程度が援助物資であって、商業物資は五億ドル程度である、こういう説明を受けたわけです。しかも、その援助物資十二億ドル程度とスキップが言うものが見返資金から産投会計に移る場合に円勘定で資産として残った三千六十五億円、ドル換算八億六千万ドル余に大体相当するものであるという説明を受けたわけ

です。そのように確認してよろしいかと伺っているのです。
○説明員(海堀洋平君) ちょっと説明させていただきますと存じます。少しこの関係をはつきりするために、当時の経理から説明いたしますと、外貨サイド、要するに外貨のサイドは司令部が管理いたしております。輸出入とも外貨サイドは司令部の外貨勘定で処理をされたのでございます。それから、円の側は貿易資金特別会計で経理をされました。しかし、その場合に、日本側に渡される物資が、商業物資であるか、それとも援助物資であるかは、二十四年の三月三十一日まではわからなかったわけでございます。それから、貿易資金特別会計は、歳入歳出予算は、いわゆる損益だけを経理いたしております。物資の売り払いあるいは物資の買い入れというものは、資金で経理をされていたわけでございます。しかも、その資金の経理をペランシートという形で整理をして国会に提出するということとは、法律によりまして最後までその成規の整理というものは政府に義務づけられていた。たまたまございまして。現在の時点に立ちましてその間の経理を明らかにするために、残された資料というものは依存する以外にないわけでございます。

ところで、ただいまの御質問でございますが、まず向こうからの援助が幾らであったかという問題は、その当時におきまして、日本側に渡される物資が援助物資か商業物資か明確に区分されておらなかった限りにおきまして、信憑——より得るものは二つでございます。一つは、司令部に当時の統計がある。

る。しかし、この統計は司令部が作っておりますので、現在の統計が正しいかどうかというところは、ちょっと何とも申し上げるわけにはいきません。あとは司令部が遺留しました資料でございます。この資料によりまして、先日来通産省が申し上げておりますように、援助物資が八億四千七百万ドル程度である、こういうふうにお申し上げておるわけでございます。

で、次に、先ほどの御質問でございますが、ある商業物資と援助物資がその当時日本に入ってきた。で、それは昭和二十四年三月三十一日までは貿易資金特別会計で経理された。で、その売代金が幾らか、こういうことでございます。ところが、会計というものは物資の会計でございますので、三月三十一日にどんぴしゃり締めた場合に、物資が少しもなくなっているという形にはならないのであります。そのときには、在庫品という形で相当な資産も持ってる。そのかわり未払金という形で相当な未整理の負債も持ってる。したがって、その間における、国民から取り上げたといえますが、国民からいただきました商業物資、援助物資を含めた収入金というものを直ちにとりまして、それが援助物資並びに商業物資に見合つて国民からいただいた売代金とはならない、こういう関係にございます。そうしまして、この二十四年三月三十一日で締めました貿易資金特別会計というものは、その後貿易特別会計というものに資産・債務そっくり持ちまして引継がれているわけでありまして。そのときの引き継ぎが、決算の資料その他に、参考資料に

よりますと、資産が約七百八十九億、負債が約四百九億、したがって、そのときの評価における純資産としては三百八十億円ぐらゐをもちまして、貿易特別会計に行っているわけでございます。

こういう関係を、単に予算だけではなくて、そういった当時の資産・負債勘定その他を全部勘案いたしまして、一体その当時に商業輸入並びに援助輸入として入ったものに対する、要するに当時の円評価額において、これは具体的に貿易資金特別会計時代に売り払ったものもございまして、あるいは貿易特別会計に引き継がれたものもございまして、そういうものを含めた円の価額は幾らであったかということ、これは決算資料だけではございまして参考資料その他でフォローしてみますと、前の国会で通産省から御説明いたしたように、千四百九十五億円の余になつております。このうちで援助物資が幾らか、これはもうわかりませんと申し上げる以外にございせん。

○大矢正君 閣下。今、あなたの説明の中に、こういう言葉がある。昭和二十四年の三月以前の分については、援助があるいは商業ベースかということ、これはわかりませんと、こう答えておるね、あなたは。そのとおりですか。

○説明員(海堀洋平君) 当時においては、日本側には、これは援助物資が商業物資かの指示はいただいておりますので、わからなかったわけでございます。

○大矢正君 それでいいです。じゃ、そうすると、あなたのところの、通産省の資料には、昭和二十年の九月から

二十一年十二月までには、援助が一億九千二百萬ドル、商業ベースが一億一千万ドル、合せて三億二千万ドルであります。二十一年は幾ら、二十二年は幾らと明確に区分をして資料を出してきておる。じゃ、これは一体どこで出したのか。

○説明員(池田久直君) お答えいたします。これは当時司令部が作りましてJES統計でございまして、当時司令部におきましては、援助と商業との区別がわかつておつたようでございますが、日本側に対しては公式な通知がございせん。したがって、援助物資を国内経理いたしました場合には、その区別がつきませんので、先ほどお答えいたしましたように、区別しないで国内経理の面では経理しておるということでございます。それで最後におきまして、米軍の遺留資料を日銀のほうを通じて引き継ぎまして、したがって、通産省はその中から援助というものがはつきりしたものを集計いたしましたものが、先ほどの八億四千万ドルに相当するものでございます。したがって、これはあとになりましてその区別がわかつたということでございます。それは区別がわからなかつたのでございまして。

○大矢正君 そう言うのなら、いいです。自由民主党の政務調査会に賠償特需室長が出て、そうして、これは援助であるか商業ベースであるかということの区分けはどうしてつけたかといつたらば、それは当時から援助の部分については、これは何の援助で、しかもどの港に上がったかということがちゃんと明確に上にサインしてあるから、伝票一枚々見ればわかります

と、ちゃんと答えておる。それはおかしいじゃないか。

○説明員(池田久直君) お答えいたします。今、御質問のありました点は、あとで通産省が日銀を通じて引き継ぎました資料によりまして、援助総額を計算いたしましたわけでございまして、そのとき、どうしても援助というものははつきりしなければいけないものですから、そのとき計算したわけでございまして、これは相当あとになりまして米軍の遺留資料によつたものでございまして、そこで伝票による区別がついたわけでございまして。

○大矢正君 冗談じゃない。それはあなた、その当時から伝票にはちゃんと一つ一つチェックをして、これは援助であるか商業ベースであるかという大よその区別はついてるわけだ。たまにたまに経理としては貿易資金特別会計というものでどんぶり勘定したために、あとから区分けをしなればならなくなつたけれども、最初からどんぶり勘定しないで、これは援助だ、これは商業ベースだといつて区分けしようと思つたら、そのとき伝票を一枚々くるとすのだから、それに従つて受領証を出すのだから、やろうと思つたやれ。それをやらな。たまたま昭和二十四年の三月まではアメリカから明確に分けてやりなさいという方針も来なかつたからどんぶり勘定でやつたにすぎないのであつて、最初からやる気があつたらやれたことじゃないですか、やる気がなかつたから。やる気があつたら別です。そうならないですか。やる気があつたら、最初から区分できたが、たまたま二十四年三月にはアメリカからマーシャル・プランの話があつ

て、これは区分けしなさいと言われたから、区分けしただけであつて、それ以前の問題も区分けできないことはなかつた。たまたま経理をやつたから、あとからそれを採集したというにすぎないと思う。大臣、どう考えるか。

○國務大臣(田中角榮君) 今から考えればあなたの言われるとおりだと思ひますが、しかし、当時は終戦後の混乱期でありまして、政治情勢も、昭和二十一年に新しい憲法が制定せられ、一年以内に内閣が何回も交代するといふようなときでありましたし、第一次吉田内閣、片山、芦田、第二次吉田内閣までの間でありまして、その間、この処理を大體占領軍の管轄下でやられておりました、二十四年以後は時代も落ちついて参りましたから、特に米国の対日援助見返資金特別会計を作るに際しましては、これから経理を明らかにしようといふことでありますが、占領直後から二十三年一ぱいは当時の事情としてはなかなかむづかしい状態であつたといふことは、容易に看取されるわけでありまして。現在の時点において考えれば、やろうと思つたやれたじゃないかといふことはお説のとおりだと思ひます。

○永末英一君 今までの御説明を伺つておりますと、結局産投会計に見返資金特別会計から移つたときの資産三千六十五億、ドル相当額八億ドル程度のものが、いわゆる援助物資を国民に払い下げたものと、それから価格差額を入補給金で出したものと合算額で、それ以上のものはあるかもしれぬが、からぬ、こういうお話ですか。

○國務大臣(田中角榮君) ちょっと事務当局の説明じゃ足りないやうでありますから、私が今考えておることを申し上げますと、十九億五千万ドルというのは、その後日本とアメリカとの交渉の過程において、もうすでに戦後から十年たったときにアメリカ側から出してきたものが十九億五千万ドルであります。それに対応する数字は一体どういふことかといふと、伝票は先ほど申し上げたとおり二十四年以後は明らかに区分されておるとしても、二十一年から二十四年までのものは貿易物資と援助物資が全部突込みで経理をされておりますから、これを米軍の遺留したものとか日銀の伝票とかいろいろなものであつたから精査をしました結果、またそれから伝票でもらつたり、いろいろな日本側の意思を加えて、当然日本が受けたものと判定せられるものに基づいて十七億九千六百万ドルといふふうを集計したわけであります。であります、今度十九億五千万ドルと十七億何千万ドル、あとからきめた数字であります、一体その間の物資の払い下げ代金やそういうものはどうなつておるかといふことを判然と区別をして御質問をしておられますが、その問題に対しては、二十一年から二十四年までの間に、事務当局が答えておりますとおり、貿易特別会計の中で経理はしておりますが、区分けはしておりません。あとから十七億九千六百万ドルの伝票を集めたのだから、その伝票に関する限り、日本国民から幾ら代価を支払つておるかといふことを調べたかといふことであります、それは突込みでやつておつたので、分けることは事実上むづかしいといふ答弁をしておるのであります。

結局、この十七億ないし十九億ドル

ますから、私が今考えておることを申し上げますと、十九億五千万ドルとい

に対応する経理の状況をずっと申し上げますと、日本が昭和二十年終戦当時、金が一体あったのかどうかというところを考えると、一番ものわかりがよいと思う。そのときあったものとして大体推定せられるものは、為替取引調整特別会計というのから引き継いだ五千万円でありまして、それから外貨の残は日本のものとしてあったのかというところ、全然なかった、ゼロから発足しているわけですし、そうしてその内容にはいろいろのものがあっても、それが一体日本政府の会計にどういうふうにして引き継がれていて、今一般会計その他から非常に大きな補てんをしたのかということになりますと、大きな問題になると思うのですが、いずれにしても、外貨が引き継がれたものは全然ゼロから出て、日本に引き継がれたものは二億ドルの外貨を引き継いでおります。もう一つは、貿易資金特別会計からいろいろのものの中で整理して貿易資金として扱ったものを除いて、一般会計で整理したのももって最終的にはどれだけ一体残っているのか、足らなかったのか、一般会計から補てんしたのかということが問題ですが、そのときは百六十億ばかり一般会計にその残りがあつたということでありまして、でありますから、ざっくりばらんにいうと、二億ドル・プラス百六十億というものが、昭和二十一年から二十三年一ぱいに対米貿易及び援助物資のいろいろの操作をした——補給金を出したり、ドル建てと円との間の清算勘定を起したりして、日本が引き継いだものがおおよそそういう数字になっている。二十四年以降二十八年までの産業投資特別会計に引き継がれるまで

の間の経理は、これは明らかに成り上っております。そのものが三千六十億である。二十四年四月一日に貿易特別会計から引き継いだものが三千六十億ではなく、二十四年から二十八年までの産業投資特別会計に引き継がれるまでの経理の末が三千六十億と。それが産投会計へ引き継がれているということでありまして、そういうふうにして御勘考願えば、一歩突っ込んだ面では御理解ができるのじゃないかと、こういうふうな考えです。

○永末英一君 入口でもたまたましておりますと前進しませんので、私の伺いたいことは、援助物資は国民に売りたいのだ、国民は買いたくないのだ、国民はそれに対して代金を支払ったのだから、私の伺いたいのは、国民は一体期間は長かったけれども、援助物資として——あのころ払い下げ物資と、こう言っているのですよ、国民は、だから、ありがたからといって感謝決議をしたと思うのですが、その金を聞きたい。ところが、今のうちに、昭和二十四年三月三十一日以前のことにはほんやりしているし、それからさらに、それ以後のことは産投会計で三千六十五億と一応はじかれた。しかし、その中には一般国民に対する払い下げ物資の代金もあり、それは輸入価格差補給金もあるわけですね。したがって、いまして、一般国民に対しては、かくわけはわからぬけれども、終戦後占領軍が占領して以来産投会計に移るまでに、何ぼ国民は政府に払ったかということとはわかりますか。

推定、いろいろな統計に基づいて御説明しているところでありまして、私が承知しているところでは、その内訳に對しては貿易物資と援助物資が当時分けられないままに国民に払い下げられておりますから、総額幾らという数字は出ると思いますが、非常に入りくんだ経理をしておりまして、国民から貿易特別会計に援助物資代金として払われた部分の区別はむずかしいと、こういうふうな申し上げておられるわけでありまして、総額十七億ドルから八億ドル、九億ドルに近いものが対日援助見返資金特別会計に引き継がれておりますから、同額九億ドルぐらゐのものに對して国民は幾ら貿易特別会計に払ったかということとは、今伝票をくつても、非常にこまかい入りくり操作の経理をしておりまして、これは推定はできません、これは数字をつまびらかにすることはできない。ただ、結果論から申し上げますと、外貨じりには二億一般会計にずっとその清算をやつてきて、ゼロから始まったものが百六十億という数字が残っているということだけは明らかに申し上げられると思うのです。

○永末英一君 私が考えますのは、ガリオア・エロアの決議は、アメリカ政府——占領軍、アメリカ政府から日本政府に對して売り渡してやった、売り渡したと主張しているものと、日本政府が受け取ったということとを主張しているものと、両政府間に話を進めていろいろ計算をして、総額五億ドル程度におさまった。しかし、われわれが主張したいのは、政府はこの産投会計から支払えば二重払いにならないということを一生涯懸念宣傳している。その唯一の根拠は、すでに国民がこの物資に對して支払った金が残つておるからだ。これはあなたのほうの主張なのだ。われわれが聞きたいのは、アメリカ政府と日本政府の間において十九億ドルか十七億ドルかということと国民の知ったことではない。国民の知りたいのは、われわれが払った金というものを政府はどうやって今までもつてきておるかというところを知りたい。しかも、国民の側からいえば、自分たちがそれに対して支払った金額というものがはっきりわかるとするならば、その限りにおいては、アメリカ政府の物資によってわれわれはなるほど、私は利益とは思わぬけれども、利益を受けたという感覚にもなるだろう。ところが、政府對政府の貸借関係のしりぬぐいを国民の支払った金でやらせられるのは、国民としてはたまつたものではないという感覚がある。したがって、この点を明らかにしていきたいということでありまして。

と円建ての問題もありますので、そういうものに整理をされているので、内容はつまびらかにできませんけれども、伝票一枚ずつの問題に對してはつづらかにできませんが、大ざっぱに考へて、国民に払われた金が全部アメリカ側に払われたかという問題が常識的に考えられるわけですね。そうしますと、貿易資金特別会計は、昭和二十年終戦直後にアメリカ軍が掌握する前に日本の固有の原資があつたのかという問題と、日本が引き継いだときに三千六十億以外に一体どれだけ引き継いだという問題で、比較すれば直ちにわかるわけでありまして、先ほど申し上げたとおり、日本が貿易資金特別会計発足当時持つておつたものはほとんどゼロに近いものから両方とも出発をしたわけだ。ゼロではなく、数字でいいますと、三千万円か五千万円の基金はあつたということと貿易資金特別会計が発足をし、二十四年までやつておるわけですね。もう一つ、外貨の問題は一体どうかということ、外貨は全然ゼロから始まって日本政府に引き継がれた。その二十四年までの貿易その他の操作の結果、残が日本政府に幾ら引き継がれておるかということ、二億ドルという現金が日本政府に引き継がれておるのでありますから、これも貿易及び日本人が二十四年までに払った代金の対価として日本政府に引き継がれております。

その中にもう一つの、対日援助見返資金と全然関係のない、すなわち二十三年一ぱいまでの最終経理はどうなつておるかということ、貿易資金から経費勘定、清算勘定、援助物資勘定等ひっくりくるめながら、最終的に一般会計

第五部 大蔵委員会会議録第五号

昭和三十七年八月二十八日【参議院】

○國務大臣(田中角榮君) 先ほどその問題に對して事務当局がいろいろな

○國務大臣(田中角榮君) そういう趣

五

で処理をされておるわけですが、その場合も一般会計から繰り入れたかということになる、これは二重払いになるかもしれないが、そのときでも明らかに二百八十二億という金が一般会計に残して残っておるのでありますから、いづれにしても、昭和二十三年いっぽいの金は二億プラス百六十二億というしりはありますが、国民が払った金もこの貿易特別会計の中で処理をされる。それから、二十四年以降のものは見返資金勘定ともなり、やがて産投勘定になっておりました、今度日米間の協定によって払うものは二億ドルとか百六十億とかいう二十三年いっぽいの利益金といいますが、ゼロから出しておるのでありますから、そういう資産を当てにしないで二十四年以降の援助物資の分だけでもって払える、こういう考え方を政府は持っておる。経理を明らかに、そのように計算されておるのでありますから、二重払いとかいう問題に全然ならないというふうに結論が出ておるわけでありました。

○永末英一君 もっと先へ進みたいと思ふのですが、ここがはつきりしないので、質問しているほうもはなはだ困るのですが、日本国民が支払ったものは一人々々わかつておるので、その積算の数字が明らかになっておれば、たとえばアメリカと日本との交渉の過程において西独方式を準用して三分の一にまけさせた。いかにも池田内閣の手柄であるかのように政府は宣伝しておるけれども、土台二十四年三月三十一日までの、総司令官が勝手に計算を全部やってきたものが、日本政府側ではよくわからぬが、そういうものも含まれておる。それから、見返資金特別会計から産投会計になる約四年間の間で、一般国民が支払ったものもあれば、それから輸入業者が、いわゆる貿易業者が利益を受けたものもある。こういうことになりまして、一般国民が一体支払ったものぐらひは明らかにしなせうか、二十四年から二十八年度まで。二十四年から見返資金特別会計だけの話、三千六十億の内容の話。特別会計はいいですが、これはまたあとではつきりさせてもらいますけれども。

○政府委員(稲益繁君) これは御承知のように、米国対日物資援助処理特別会計、二十四年度は貿易特別会計の援助物資勘定というものでやっております。その二つのうちの歳入であります。援助物資売り払い収入であります。二千七百二十億円であります。価格差補給金が五百八十六億、売払代金が二千七百二十億円。

○永末英一君 ドル価値で幾らですか。

○政府委員(稲益繁君) ドル価値は、先ほど申し上げましたように、ごく一部の期間三百三十億で、大部は三百六十億であります。

○永末英一君 私は、今明らかにになりましたように、産投会計が充足するまでのいろいろな経過を見てみますと、これが見返資金特別会計に至る経緯を見てみても、一般国民がこれによって恩恵を受けたかどうか知りませんが、そういうものを積み立てた金だけで充足したということには私はならぬと思ひます。しかも、二十八年度に産投会計が充足して以来、当初は見返資金特別会計からの受け入れた資産、さらにまだそのときに設定されました特別減税国債に対する収入金でございましてけれども、それ以後特定輸入物資の代金からするところの利益から来る納付金、さらにまた一般会計から資金項目を起して、これを一般会計の剰余金等を繰り入れておる。これは法律を作つて政府がやっております。こういう性格からいいますと、産投特別会計と称するものは当初考えられたものと著しく性格を私は変えてきておると思ひます。変わつてきておることに大蔵大臣は御承認なさいますか。

○国務大臣(田中角栄君) お答え申し上げます。

昭和二十八年度の八月、産業投資特別会計が作られたわけでありましたが、これは御承知のとおり、現実論、法制上論の二つの見方があります。

産業投資特別会計が作られた現実的な面から考えますと、見返資金特別会計の資産をおもな資産として産業投資特別会計が作られた。それに対しては将来再検討の道がいろいろ考えられ、予想せられるので、一般会計からいろいろ入れることができますし、減税国債でやることもできますし、また外債を發行したり、それを担保とした借り入れ等でもいろいろまかなえるし、いろいろ報奨物資処理勘定からの繰入金も受けられるということで、法制上整備をしたにすぎない、こういうふうに考えられます、事実論からして。

しかし、これは法律論からいいたしますと、産業投資特別会計というものは必要で、二十八年度設置をせられた。その財源に対して、一般会計からの繰入金及び減税国債、産投国債、特殊物資処理勘定からの繰入金、及び見返資金特別会計からの引き継ぎのものというふうに、法律上は整備をせられておるわけでありまして、現在と二十八年度の会計成立当時と、法制上のものが変わったかという、変わつておらないというふうにお答えせざるを得ないと思ひます。

○永末英一君 私伺いたいののは、二十八年度に産投会計が設定せられた当時の主たる収入源というものは、見返資金特別会計からの引き継ぎ、それからそれによる運用利益金がある。それが主たるやはり運用の原資だと思ふのです。それに特別減税国債というものを当時の事情で政府がやった。しかし、それ以後、御承知のとおり、法律を作つてやつてきたからには、産投会計を二十八年度に作つたときの性格と今ある産投会計とは、性格が私は異なつておると思ふが、大蔵大臣はどうか。

○国務大臣(田中角栄君) 産業投資特別会計というのは、第一目的に据けておりますように、経済、貿易、産業の振興発展に資するためという設置目的は変わつておりませんが、二十八年度当時は、条文ではいろいろ財源を並べておりますけれども、事実上は、今永末さんが言われたように、見返資金特別勘定からの受け入れ部分を主たるものとしたわけでありまして、その後この会計の表面が非常に広くなったために、一般会計からの千五百億も繰り入れられておるということでありまして、財源的に見て相当変わつておるというところは言ひ得ると存じます。

○永末英一君 その変わったものから支払うということで、これから質問をいたしますが、その前にはつきりしておきたいことが一つある。先ほど申し上げましたように、はなはだ不分明な事件に結着をつける、その中で池田内閣も非常に御努力をなさつたと思ひますが、それはまけてもらつたのと違つて、はつきりしなかつたものをはつきりさせた、そういうのが正確な判断であるとみなしてよろしいか。十七億ドルや十九億ドルが五億ドルになったのは、池田内閣が努力をしてまけてもらつたのだ、こういう放送を一部する向きがある。しかし、それは今まで明らかにした結着が五億ドル程度になった、このようにわれわれは見るのでありますが、大蔵大臣はどうおらになりますか。

○国務大臣(田中角栄君) 不分明のものを何とか、足して二で割つたというのでは全然ありません。アメリカ側は決算数字に基づいて十九億五千万ドルというものを提示したわけでありまして、こちらはその後アメリカ軍が残していった遺留品及び日銀の窓口等を全部精査をした結果、しかもこのものから一部返還になつておるものは伝票上これを差し引く、当時の値段として少し高いものに対してはこれを精算をする、破損等をしたものに対しては減額をする、こういう伝票上の経理を明確に行なつて、十七億九千六百万ドルという数字を明らかにしたのであります、日本側のいう十七億九千六百万ドルという数字は非常に正確なものであつた、この十七億九千六百万ドルの

うち、見返資金特別会計に引き継いだ昭和二十四年以後のものを除いた、二十三年一ぱいのものと、国民との対価の支払い精算がどうなっているかというところがわからぬだけであって、日本が受けたことには間違いないのでありまして、十七億九千六百万ドルを四億九千万ドルに外交折衝上決定をした。まけてもらったということはどうか知りませんが、いわゆる外交上お互いが合意に達して四億九千万ドルの返済額をきめたということであって、どんな勘定のものを四億九千万ドルにまけてもらったということでは全然ありません。

○永末英一君 それで、産投会計に至る見返資金特別会計当時の一般国民が物資に対して支払った金額が二千億円余であったという御報告を受けたのでありますけれども、これだけ払った。しかし、見返資金特別会計の使い方は、先ほど申し上げました一九四九年の四月一日の総司令部の覚書で、あちら側が承認した金額、あちら側が承認した目的にだけ使われてこれが運用せられてきた。その結果は、われわれの見るところによれば、一般国民の生活を守るといふ方ではなくて、むしろ日本経済の資本主義的な再建のために資金が投入せられた。その結果起こったのは貨幣価値の暴落、いわば一般消費生活をしなくちゃならぬ一般国民に対しては生活困難、そういうことで私は十分に報われておらぬと思うのですが、あなたは一般国民も、それを積み立てて政府が非常にうまく運用してくれたので、非常に利益を受けたとお考えですか。

○国務大臣(田中角榮君) これはまあお互いにその考え方によつてはいろいろな議論が生まれるものではございませうが、しかし、現在の時点において考へるのと、当時の時点で、一体日本の国民生活や経済がどうであったかという考え方からいって、遺憾ながらやっぱり政府の考え方が正しいのじゃないかと思うのは、それはアメリカが一方的に押しつけたというような議論も一部にはありますが、そうではなく、私も昭和二十三年、時の片山、芦田内閣から、第二次吉田内閣から今日までずっと、ときには与党になり、野党になり、この問題に対して幾らか内容は知っておりますが、いづれにしても、当時の非常に困難な状況であったということだけは、これは何人もいえない。これは統計上数字も明らかであります。われわれは一体これでもって立ち上るのだから。立ち上るのといふよりも、日々の生活をどうするかというやうな状況であつて、時の政府は社会党内閣、民主党内閣、自由党内閣を問わず、援助物資の懇請を続けてきたのでありまして、私はその結果、今日のわれわれの生活や社会が築かれた一つの大きな原因をなすものであつて、もうその当時のことは、僕になつてゐるのだというやうな考えには、遺憾ながら現実の上にとつと、なれないのであります。

○永末英一君 私は僕になつてゐると言つてゐるのじゃなくて、むしろ政府のほうから僕になつてゐるという考え方をするものだから、その金をアメリカ政府に返そう、こういう計画を立てた。私の言いたいのは、あれだけ金を使つてもらつたのだから、この際見

返資金勘定を引き継いだ産投会計で、これで終結するならば、国民にそっくりお返しするのがこれは筋道だと。あなたはそんな気持ちになりませんか。

○国務大臣(田中角榮君) 国民各位からは、まあ当時の値段よりも確かに安い値段で売り渡されたということは言へると思うのです。中にはうまい米とか、黄変米とか、いろいろな事件がありましたが、いづれにしても、当時国民生活に相当プラスになり、国民も対価としてはある程度のものは払つたということはある程度のものであります。

○永末英一君 先ほど大蔵大臣が、産投会計がこの二十八年以来の歴史にかんがみて内容的に変化をしておるといふことをお認めになつた。しかも、その産投会計からガリオア・エロア等の援助物資代金を支払うといふのでありますけれども、しかもその払い方は、今度の改正法律案によつても、特に見返資金特別会計から引き継いだもののものをこれに充てるのだ、こういうことが説明の中にうたわれておる。だいたしとすると、返済するだけの特別勘定を別に起こして、産投会計と切り離して、名前なんかどうでもいいのでありますけれども、これを支払うだけなん

だ。勘定を起こすのは私は産投会計の性格をはつきりさせるために必要だと思ひますが、大蔵大臣はそうはお考えになりませんか。

○国務大臣(田中角榮君) 永末さんの、ものをきちんと割り切つて、きちんとした整理をするというお考えには、私もそういう理論的な根拠はあると考へます。これが産投会計というやうな産業、貿易、経済の振興という第一の目的達成のために作られた特別会計の中で、その負担として払わないで、一般会計から払つたほうがいいじゃないか、賠償等特別会計から払つたほうがいいじゃないかという議論に、せめて一般会計から払わない、賠償等特殊債務処理特別会計から払わないというなら、産投会計の中に対米債務支払勘定といふものを起してやつたらいいじゃないかという御議論は、議論としては傾聴に値すると思ひますが、しかし、政府が考へておられますのは、その金で払うのですというよりも、産業投資特別会計の中に見返資金特別会計から引き継いだ資産が現に運用されております。その運用原資といふものに手をつけなくて、十五年間三十回に払う場合、その運用収益だけで払い得ます。計算上は十五年二千八百五十億の元利払いを行なつても、なおその間の運用収入の総額は二千二百億でございまして、こういう計算上の根拠をお示ししておるので、特別勘定まで作らなければならぬかということにはならぬのだからと思ひます。

○永末英一君 私は、産投会計という総括の中で、その中でガリオア・エロアの政府のいわゆる借金を払うといふのは、一種のそういう意味合いではござ

まかしではないか、問題をはつきりさせておらないのではないと思はれるわけでありませう。それをはつきりさせるために、経企庁長官もお見えでございまして、財政投融資計画一般について、政府は一体これからこれをどう見ておるのか。われわれの見るところによりまして、当初、産投会計を初めて、自來郵便貯金や、あるいはまた簡易保険、あるいは国民年金、あるいはまた簡保の資金等と見合ひながら、当初はそれぞれの会計別に財政投融資へ向けられる資金の配分先がやや明確化しておつたと思ひます。ところが、だんだんこれが混同されてい

て、一つには一般会計の中で投資ないしは融資をせられてゐるものがあるいは一般会計の中で補助金を与えられておつたものが、財政投融資へ振りかえられて、出資という形でやられ、融資という形でやられておるものがある。さらにまた、財政投融資全般のそれぞ

作って融資をするというやり方と、財政投融資で出資をしたり融資をしたりするやり方と、何らかの今基準をお持ちであるかどうか、このことをお伺いしたい。

○国務大臣(田中角榮君) 御承知のとおり、今財政論になるわけでありまして、一般会計、年度当初予算は、単年度制をとっておくことは御承知のとおりであります。そういう意味で、継続的に何年か補助金が出されるとして、この補助金の性格は法律上あくまでも単年度で打ち切り、別な年度においては新しい角度から考えられた補助金を行なう。出資は、御承知のとおり、もうこの会計年度において出資として経理は明らかにするものでございます。

それから、財政投融資は、私が申し上げるまでもなく、公益性が非常に強く、特に民間ベースに乗りがたいものというようなのを対象にした資金運用部資金、簡保資金、その他特に公債の課税金等をもって充てておるわけでありまして、これは財政法上の性格からいいますと、あくまでも渡し切りのものでなく、ある意味の融資機関である。市中金融機関と一般会計との、こういう表現が適切かどうかわかりませんが、政策的必要から生じた機関ではあります。あくまでも渡し切りのものではなく、融資機関でありまして、一般市中金融機関のように短期の高利のものというわけには参りませんが、いつの日にかこれが納付金となり、いつの日にか利息となり返ってくる。また、その返ってきた資金を原資として他に投資、融資、出資の面を拡大していくということで、そのときそ

のときの政策的なウェイトの置き方によつては財政投融資計画の対象となるべきものが相当変わっていくというところが、一般会計と財政投融資の相違点である、こういうふうに考えております。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま大蔵大臣の答弁されたとおりだと考えます。

○永末英一君 大蔵大臣からばやつとした御答弁をいただいたのであります。私の伺いたいのは、貨幣価値が変動しないですつといくというのなら、あなたが言われたように、ある金を出しておれば、将来出資金も返ってくる。だろし、融資はちゃんと利子が支払われる、そのうちに元本も返ってくる。だろし、だから損害はない、こういうようなことになるかもしません。しかしながら、ここ数年の日本の経済を見ましても、必ずしも貨幣価値は一定しているとは言えないし、貨幣価値は一応形式的には一定させておるといいたしましても、たとえば物価がどんどん上がってくれば実質的には貨幣価値は下がってくるし、財政投融資を行なえば当然にその乗数効果が生じて、経済的に大きな変動が来ることはあたりまえだと思ふのです。そういうことを計算に入れた場合に、たとえば郵便貯金の利子を低利で置いておいて、そうしてその金を投資をする。今まで、当初、地方団体や国の公債償還だけをやっているならいざ知らず、これが現在の日本の資本主義的な機構の中で有力な働きをしているものに対して投資が行なわれるとするならば、それによつて今のような経済水準の変動が行なわれる。そうしますと、一般の零細

な郵便貯金などをしようとする国民、あるいは長年たつたらあとでひとつ積み立てて金を返してもらおうというので簡保に積み立てておる人等も、その経済変動のおかげをこうむって得するのではない、損をするということが行なわれておる。この辺のところは、経済企画庁長官あたり、財政投融資が表面に出た金額の分だけ行なわれる、それでいいのだとお考えかどうか、この辺をちょっと伺いたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) あまり議論に深入りしない程度にお答えしたいと思いますが、むしろ投資をするというところは乗数効果を期待してやっておるわけでありまして、そうして乗数効果の結果、国民経済の生産力なり生産性がふえあるいはGNPがふえ、そのこと自体が直ちにそれに投資をした者、この場合、今永末さんのお考えの見方からいへば、郵便貯金を預けた者ということになるわけでありまして、その人間の不利になつて返ってくるというふうなふうな考え方は私どもはいたしておりませんので、いわゆる資本主義的の云々とおっしゃいますけれども、私どもは資本主義的な経済の運営というものが、これがすなわち国民経済であるいは国民自身の利益になる、こう考へておるのであります。国民経済というものと一人々々の国民というものの利益が本質的に合わないものであるという考え方には立っておらないわけでありまして、ですから、おそらく御指摘の点は、そういう投資の投資乗数が非常に大きくなっていった場合に、その間に消費者物価水準の上がり非常に大きくなって、そうして貯蓄をしていった者の預金の、つまり円

の——円と申すと一番適切かもしれないが、円の購買力がそれ以上に減額をして、そうしなければ不利じゃないか、こうおっしゃるのだと思ひます。それは政策の問題として、政策を誤りますれば、そのようなことがあり得るわけでありまして、そうならないように注意をしなければならぬということであれば、私どもはそのとおりだと思ひます。

○永末英一君 私の申し上げたいのは、財政投融資を組み立てておるいろいろな原資がある。その原資の使い方については、当初それぞれの特定した使い方が一応原則としてあったと思うのです。ところが、近年その財政投融資原資相互間において非常に乱れてきておる。したがって、今第一に伺いたいことは、当初立てられたような方針で、それぞれの原資別投資を行なわれていくのか、それとも今やっておられるように、いやこは少し足らぬから、ここの原資からちょっと回せと、こういうようななんぶり勘定式の配分を續けていかれるつもりなのか、この辺をまず伺いたい。

○国務大臣(田中角榮君) これは政策的な問題として、産業投資特別会計というふうないわゆる財政投融資面が非常に大きく拡大をしていくということになれば、当然永続的な原資の確保ということをあらためて考えなきゃならぬと思ふのです。郵便貯金が千百億が千五百億になり、二千億になるというふうな考えで、ただそういう面だけ、しかも郵便貯金に対しては一般金融機関の金利よりも低く押えておる、これは前から考へれば簡保の金は資金運用部資金としてこれが保管をせられ、国

債償還とか国の目的達成という非常に一般会計に近い性質のものに使われるというところでおつたものが、今日は、先ほど申し上げましたように、公益性が強く、かつ民間の資金ベースに乗らないものということはいつても、だんだん表面が大きくなつてくるときに、無制限に簡保資金や郵便貯金だけを原資としなくて、まあいわば産投国債とか別な財源に切りかえるつもりがあるのかないのか、まあこういう御質問であります。この問題に対しては、現在産投会計の昭和三十八年度から将来にわたる見通しをつけて、一体産投や財政投融資の性格というものをどうしなければならぬかという問題とあわせて、原資論も検討をしていかなくやならぬと思ふのです。具体的な郵便貯金等につきましては、前から衆参両院金等について、こういうものだけに郵便貯金を使うからといって、また簡保の資金を使うからといって、非常に安い金利は零細の預金者を優遇する道ではないから、独立した運用を行なわせるといふことが絶えず問題になつておる。昨年度には簡保に対して三十億ないし六十億の特別運用、自主運用を認めておりますし、金融債等に対する投資も認めておるわけでありまして、今日政府が考へております、五月の統一見解のときに出しました郵便貯金法の改正を次期国会に提案をして、今までは法定主義でありました郵便貯金に対しては政令にこれをゆだねようという考え方もそこにあるわけでありまして、一方においては、政令にゆだねれば、銀行利子よりも郵便貯金の利子のほうがいつも下げられる幅が大きいというふうな考へもありまして、私の考へは

そのようなものではない、資金運用部資金というものの持つ性格というものがだんだんと拡大せられ、その需要度が増していくことを考えれば、資金運用部資金の原資となる郵便貯金や簡保の金利というものは、新しい角度からこれを引き上げていくような方向で考えるべきであり、そういう考え方がひいては零細な国民の貯蓄意欲を増進することでもあり、当然政府がなすべきことだという考え方をとおるわけであります。

○永末英一君 経済企画庁長官に伺いたいのですが、経済企画庁というところは、まあ池田内閣でいろいろ所得倍増計画、十年ぐらいい見通して経済計画を立てておられるところだと私は承知をしておるわけです。だいたしたしますと、このごろの財政投融資の内容が、たとえば中小企業者に対して何か必要だといえ、何か一つの特別な機関を作って、そこに各原資からそれぞれ少しずつ金を持ってくる、農林漁業関係が一般会計で補助金対象ではどうもおかしいということになると、また特別の機関を作って、財政投融資からそれぞれ応援を出す。しかしながら、医療金融公庫等はまだ財政投融資に持っていかに、一般会計から出資している。非常に私は混乱をいたしていると思います。そこで、先ほど伺ったのは、出資、融資、これの意味合に、その経済効果というものを総合的に判定していかなければ、あなたのほうの所得倍増計画も、その辺で投資の誘因を作って、そうしてそこに金を落とそうとするものですから、私は片方の銀行政策とこちらの政策とがてんでんばらばらでやられるわけではない

と思う。経済企画庁はその辺を総合的に考えておられると思う。

そこで、私が伺いたいののは、一般会計でなすべき限度と、財政投融資であるもの、しかも財政投融資のそれぞれに、投資の性格をどのようか、今やっているのがいいから、大体これを踏襲したい、こういうのか、その辺をちょっと伺いたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 非常に興味ある問題を御提起になっておられると思います。財政投融資の中で融資については、先ほど大蔵大臣が答弁をされましたこと、私は概してそういう考え方です。融資の内容を見ても、いわゆる民生に關係のあるもの、あるいは社会資本と申しますか、公益資本と申しますか、そういうものに關係のあるもの、その他その配分なども概して、今年度あたりを見てみますと、私は適正な配分であると考えております。そこで、今永末さんの御指摘の問題を局限までおつ詰めて参りますと、融資についてはたいした問題はないと思ひますが、出資については問題があるのではないかと、問題を局限までおつ詰めますと、そういうことになるであろうかと、そういふことは、私非常に權威をもつては申し上げられませんが、いかに出資というものは、何らかの経済効果をねらつてなされておられるところのいかに経済的な出資である。医療金融公庫そのものは、これは直接に経済と結びついておりませんので、したがって一般会計に属するものであろうか、そういう区分はあるであらうというふうに考

えておりますが、はたしてしからば、産業投資特別会計からなされておられる出資に対して、政府は今でなくても、ものの考え方として、何らかの出資に対する対価をとるべきではないか、御質問の意味は局限までおつ詰めますと、私はそういうことになつておられるかと思ひます。そのことについては、私も多少考へておられることはもちろんありますけれども、まだ問題を提起するほど勉強しておりません。問題がありそうかどうかということ、今の御質問を局限までおつ詰めますと、そういうところではなからうかというふうに考へております。

○永末英一君 このごろ財政投融資に対する産業界の期待は非常に大きくなつておられる原因は、一般金融の金利が非常に高い、しかも日本銀行はオーパー・ロンをやつて、もうこれ以上日銀券を増発すればインフレの傾向をうんと促進するかもしれないと、それが一段階になつておられる。そこで、今一番資金が集まりそうな財政投融資の原資に目を付け出しているところ、財政投融資の歴史を振り返つて見ても、最初は基幹産業に対する投資であつたものが、それが非常にわれわれ野党から政府は攻撃を受けるものだから、いやそうではございません、公共投資もやりました、あるいはまた社会保障関係の投資もやっておりますと、それに都合のいいようなグラフまで作つてPRまでしている、こういういきさつである。しかも、もう少し突き進んで考えれば、一般的の公共投資といわれるもの、財政投融資の中です。それから社会保障の投資といわれるもの、その内容を精査すると、やはりどうもわれわれの目から見ると、日本の資本主義の何

ぼかのささえをしているものもあるわけですから、今産業界から、これだけの融資が遊んでおられる金があるじゃないか、これをひとつ財政投融資でくくつて、たとえば長期融資計画を立ててやつてくれぬか、こういうことではないかと、要するに、その意味合は、私は、低利長期の資金がほしい、そのために国民のふところを当てにしておられると思うが、こんなものを一体あなた方お二人はどう考へておられますか。

○国務大臣(田中角榮君) 先ほどから申し上げておりますように、国民の直接の生活を守るためには一般会計から支出をいたしておりますし、それから完全な民間ベースの私企業であり、民間ベースであり、利益を追求する企業に対しては一般金融ベースでやられておられることは御承知のとおりであります。しかし、これからだんだんとお互いの生活が複雑になつて参りますと、やはり一般会計でもって渡り切りというもので割り切れないものも出てきますし、金融ベースでやるべき私企業として発達したものであります。その後の社会情勢の変化によつて、社会公共性が非常に強くなつたというために、金融ベースに乗らないものも出てきております。また同時に、国策として取り上げなければならぬものも出てきておられますので、そういう意味でだんだんと細分化され、財政投融資傾向というものが一般会計と一般金融との中間地帯を補充的な立場で措置しておられるというところは、今までの歴史に徴しておわかれのとおりだと思ひます。ところが、あまりそれがだんだん拡大せられて、一般金融ベースでやらなければならぬ私企業も、長期低利安定の資金を得

るために財政投融資を当てにしておられる。これがどうも独占企業を、自民党のいう手放しの自由経済論を遺憾なく露呈しておられるのではないかと、うなづいておられますが、実際一つ一つのケースを見てみると、そういう議論は起らないのではないかと、思ひます。し、そこまで野放しに財政投融資が拡大せらるべきものでは絶対ないと思ひます。

今、私鉄の問題に対しても私鉄は絶対に資金が必要であるという事実は認められておりますが、運賃値上げについては物価問題等で困るから、何かないか、何かないかといつて、政府が介入をして利息をたな上げしてやつてくれ、何してくれといつておられますが、それではどうにもならないので、税制上優遇措置がでないか、政府が長期低利の金を貸せないか。すぐ出てくる問題である。この問題は別に私鉄だけの問題ではない。電力においては、その他いろいろ、私企業形態でありながら、法律さえ作つてうしろ向き政策をやらなければいかぬ。うしろ向き政策は金融ベースに乗らない問題でありますから、社会公共性が強くて比較的金融ベースに乗りやすい長期の資金という、一般会計から出資をしたという帝石のような例もあります。が、そういうものよりも、いつの日にか返ってくる、いわゆる出したものは必ずいつの日か回収するのだ、ただ回収期間や利息の厚薄というものの対しては時の政策が要求するんだという、その政策ウエイトによつて財政資金をどれだけ入れようかということが今考へられておるのであります。われわれが当初から考へておる財政投融

す。新しい財政投融資面の持つ重要性から考えると、これは議決案件にしてはどうかという問題ですが、これは法律論でありまして、これからの問題としては、議論として起こり得る問題だと思ひますが、これは一般会計というようなものは租税をおもな収入源として国民に対して貸借対照を明らかに予算で示すものであります。財政投融資はあくまでも投融資であります。これも不確定財源でありまして、これだけのものを全体収入を見積もって、こういう支出をして、検査を行なつて、国会の議決を経るというものではないわけでありまして、私は、ある意味からいくと、国会の議決を経て相当確実なものにしなければいかに、動かさないものにならなければいかに、というよりも、逆にテンポの非常に速いわれわれの社会情勢、経済情勢を考えると、もう少し財政投融資というものは行政上弾力的運用というものがはかられるほうがかえつていいんじゃないかという、逆な考え方も持つておるわけでありまして、まああくまでも財政投融資は、これは一つの予算の参考として、及ぼす影響は非常に重大でありますから、参考書類として提示をしたものに対してもしこうして御議論を賜わり、また国会の意思というものは行政に十分反映せしめられるわけでありまして、これは必ずしも議決案件にしなければならぬというふうには考えておりません。この問題については、国政調査権の発動によつて十分これら政府関係機関及び投融資先に対しては監査及び調査が行なわれる仕組になつておりますので、現行制度のままでいいのではないかというふうに考えます。

○永末英一君 一般会計から産投特別

会計に繰り入れが行なわれる。繰り入れが行なわれるまでは、国会で審議権があるわけですが、繰り入れられてしまつたと、わけがわからぬ。繰り入れられるときはわかつていられるけれども、それから運営はよくわからない、こういうことになる。あるいはまた、政府の所得倍増計画でも、所得増減をなくする、所得増減をなくするために、財政投融資でいろいろな機関に財政投融資を行なつていける。ところが、片一方地域較差をなくするといふので、特定の地域にまた機関を作るときには、国会の議決を経て法律でもつてやる。しかし、できてしまえば、財政投融資の中だからというので、参考資料で資金配分計画だけを見てもらつて、事実経済効果が上がつていられるかどうかは、国会の審議権という観点からいふと、何か隔靴搔痒の感になつていける。こういうままでいいですか。

○国務大臣(田中角榮君) 現行法では

そうなつております。私は現行法を改正をして財政投融資も憲法上の規定として国会の議決を経なければならぬという段階にはなつておらないと思ひます。それで、私は実際問題として、衆参両院で検討しておりますときに、一般会計に引き続いて投融資先、特に道路に關しては道路公団、住宅公団、開発銀行、その他、また国鉄とか開発銀行の先の電力会社の内容は一体どうなつておるか、石炭企業はどうなつておるか、海運企業はどうなつておるか、ガス、電気産業はどうなつておるかといふところまで、国政調査権を及ぼしておるべきでありますから、

国会の御審議に議決を必要としないといふだけであつて、実際上は国会の御意思が十分に反映をいたしてありますから、現状のままでいいのではないかというふうな考へております。

○永末英一君 この点についてもう一

言。財政投融資の総額は、どんな一般会計の予算総額に對しても上がつてきておる。したがつて、その上がつてきておる量といふものは、やはり日本経済に非常に重大な影響を及ぼしておる。今の法律では今の程度しか国会の審議権はないけれども、この国会の財政投融資は、企画庁長官も言われたように、やはり今までの国家財政と私企業経済との接点において非常に有力な働きを示してくるものだといふのは考へる。その接点における限りでは、今の現状のような、国会が財政投融資に対する対処の仕方と十分だと考へるか。大蔵大臣は現状でいいとお話ですが、これから財政投融資が日本経済に及ぼすであろう作用を考へたときに、政府は別の観点からこれをもう少し統括的に——何も一つ一つの投資して先づきの権益を侵すといふことはできない。しかし、もう少し統括的にこの問題を国会に提出して国会の審議を待つといふことが必要であると思ひます。この点、もう一回伺つておきたい。

○国務大臣(田中角榮君) 一般会計、

特別会計、財政投融資、確かに約二兆四千億に對して八千五百億、来年度は一兆円になるかもしれないといふお金の数字から見ると、相当経済や社会、われわれの生活に及ぼす影響が大きいことはお説のとおりでございまして、であるからといつて、これを国会

の議決案件にしなければならぬかといふことには直接結びつかぬと思ひます。

です。私が考へますのは、現在の衆参両院の審議の状況において財政投融資の内容その他に對して言及されておらないかといふと、特別会計、一般会計と同じ程度に對して審議をせられておるのでありまして、法律上議決を必要としないといふだけの差でありまして、私は現状のままでいいという考へ方をさきから申し上げておる。これはちよつと不意に申し上げたやうですが、テンポが速くなつておつた當時と別の観点からいろいろの問題が出てくる。石炭の問題とか、海運の問題とか、そういう問題が出てくるので、これは同じ問題で、郵便貯金の利息の問題が法定主義なんです。法定ですと、実際にどうするかは終わつてしまつたところに改正法律案を出さなければならぬといふことで、逆に政令にゆだねるというやうなことを今政府でも考へておるわけでありまして、そういう意味で、一般会計が憲法上の規定によつて議決を経るのであります。その参考資料としてではあります。非常にウエイトを置いて御審議を願つておるのでありますので、この財政投融資に關しては、内閣が随時御質問にお答えをし、参考資料を提出するといふ現行制度のままで弾力的運用をやることによつて、金融と財政との調整機能を果たしたりするためには、議決案件でなくともいいんじゃないか。これは私、財政の學者でありませぬので、よくはつきりしたことは申し上げ

られませんが、今の運営で足りると、こういうふうな考へております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 郵便貯金、

厚生年金、あるいは国民年金、簡保の資金等、そういう契約の相手方、あるいは受託者としての国の義務に欠くる点がない限り、これは欠けていることはないと思ひますが、欠けることがない限り大蔵大臣の言われました御意見に私は賛成をいたします。問題のあることは、御指摘の点は私にもわかりませんけれども、ただいまとしてこういう運営で悪いというお尋ねであれば、これでいいんじゃないかという程度に考へております。

○永末英一君 だいたい時間もたちまし

たので、最後の点を一点だけ伺ひいたします。

今までのところ、どうも不十分な点もあり、研究を要する点もありますから、いずれまた日をあらためて相まみえることにいたしまして、外務省の方にも来ておられますので、ちよつと伺ひたいのですが、ガリオア・エロア援助資金については、その使途並びに金額、全部総司令部の命令でわれわれに使われたわけですか。いわばあつちからイヤーマークされてそれを使わされた。もつと観点を變えたと、アメリカはもうすでに援助資金を使つたと、こつちも言つてもいいのじゃないか。自分が勝手に使つておいて、日本政府は使わされたのですからね。使つておいて、また返せといふのは、国民感情としてどうも……日本がまた返さなければいけません。外務省当局はどう考へになりますか。

○政府委員(中川融君) ただいま御質問の御趣旨は、日本が援助の物資を受

け入れましてその代金を見返資金に積んである、その見返資金の使い方は総司令部からの指令といひますか、総司令部との相談の上でなければ使えなかつた、したがって、アメリカがいわば使つたのと同じじゃないか、そういう事情があるにかかわらず、また返さなければいけぬというのはおかしいじゃないか、こういう御趣旨のようでございますが、この見返資金はもろ総司令部の指令によりまして、これを使うにあたっては司令部の了承を得て使わなければいけなかつたことは事実でございます。しかし、その指令にもありますとおり、見返資金というもののものが、これはアメリカのためのものではなくて、日本の経済を復興するために使われたものであります。これの使途というものは全く日本の経済の復興のために使われる、こういう趣旨であつたわけでありまして。しかし、當時はまだ占領中でありましたから、日本政府といたしましてはやはり完全には独立してゐなかつたわけでありまして。重要施策については全部司令部と相談しなければならなかつたわけでございます。それと同じような意味で、見返資金の使途というものにつきましても、司令部と相談した上でなければ使えなかつた。しかし、この金自体はまさしく日本のために使われたわけでございます。したがって、御質問の趣旨とはやはりちよつと違つた実情ではないかと考えております。

○永末英一君 今、日本のために使つたと言つては、そういう使い方をしたあとの、それにまつわつていろいろな経済が動いて参る。日本の国民の内部における所得関係、経済関係は、この昭和二十四、五年程度から比べると、非常に変つてしまつた。これは日本の国民の中でよかつたと思ふ者もあるけれども、とんでもないことをしやがつたというので、憤激している者がたくさんあるのです。その間非常に苦しんだ者は忘れぬわけでありまして、あなたが日本の利益のためにといふことは、官庁としてはそう言えるかもしれないが、国民感情としてはそのまゝいまだきかぬ。しかしながら、私伺ひたいのは、支払金の使途に關する交換公文の中で、その金の使用方はアメリカの総司令部がうんと言つたものだけに使わされておいて、今度われわれが返す場合には、アメリカ政府は協議はするかもしれないけれども、決定は勝手にアメリカがする。いかにも国民感情として片手落ちだ、田中蔵大臣が野党ならきつと僕はそう思うと思うのですが、一体これで、条約局長、こんなでいいのですか。

○政府委員(中川融君) やはり違ひは、その當時は占領下にあつたといふところが違ひのものではないかと思ひます。したがつて、その當時は、日本の金でございましてたけれども、その使途については司令部と相談しなければ使えなかつたというわけでございます。今日日本が返します金は、これはアメリカの金になるわけでございます。したがつて、完全な独立国であるアメリカといひましては、どう使うかといふことは、ほんとに完全に自由であるわけですね。しかしながら、政治的考慮の結果日本の要望もいれまして、使途については日本と協議する。もちろん、協議の結果、この最終的な決定はアメリカがするわけでございます。日本と協議し、しかも後進国の開発に大部分を使うといふことをきめておるのでありまして、そういう意味ではやはり相当程度、あるいはある意味では普通の原則以上に日本に対する考慮といふものを考えた上での解決方式であるといふふうに見えるわけでありまして。

○永末英一君 この交換公文の中で「東アジアの諸国と書いてあります。これは安全保障条約における極東の範囲と一緒か。

○政府委員(中川融君) その「東アジア」と安保条約にいう「極東」の範囲とは、これは必ずしも同じではないと思ひます。やはり東アジアといふほうが地理的に見て広い概念であると考えます。

○永末英一君 そこにおける開発援助といふものに対して協議をするといふ話でありますけれども、開発援助の内容容については、純粹の経済援助であるといふことが確認せられておるかどうか。

○政府委員(中川融君) これは交換公文の第二項にもございまして、東アジアの経済の均衡のとれた発展が日本及びアメリカの双方にとって非常に関心を有するこの地域の安定と平和に不可欠であるといふことが書いてございまして、あくまでも目的は平和と安定にあるのでございまして。したがつて、平和目的のために使うといふことははっきりしておると考えております。

する経済援助」といふのは、いかなる意味でも軍事的なものでないという確約ができておるか、この点をお伺ひいたしたい。

○政府委員(甲斐文比古君) 「開発援助」と特別に書いてあるのでございまして、御承知のように、いわゆる援助につきましても軍事援助もあるわけでございますが、これを特に経済援助の範囲に「開発援助」と書いてある。この開発援助と申しますのは、御承知のように、後進国、低開発国の経済開発計画に対して援助をするといふことでございまして、これはもう全く純然たる経済援助の中でも最も典型的な経済援助でございます。この文句からいふまでも、全然疑ふ余地はないといふふうに出ております。

○永末英一君 これでおしまい。合衆国の計画を促進するために合衆国が使用する意図を持つてゐることを認めてゐる日本政府は、日本政府独自の東アジア関係諸国に対する経済協力計画を持つておると思ひます。しかしながら、今までの日本政府の持つてゐる経済協力はすべて商業ベースに乗せなければいやだといふような考え方が多いのでありますけれども、ここに日本国民の金が二千億圓もこれから継続して十五年間も出ていくといふことになつた場合に、単に日本政府は合衆国の計画を実施させることにちよびつと意見を言う程度のことをこれで約束をしたのか。それとも、日本政府が持つてあるところの東アジア諸国の純粹な経済援助に対して、日本の発言権がうんと認められてゐるといふ工合に日本政府は了承して、この交換公文を交換し合つたのか、その点を伺ひたい。

○政府委員(中川融君) これは今御質問の御趣旨の二つのうちのいずれに入るかというお尋ねでございまして、伺つておりますと、その第二のほうであるといふふうに出ております。つまり、今度の交換公文の、ことに第二項がそうでございます。日本とアメリカ両国がこの東アジア諸国の経済のすみやかな均衡のとれた発展に非常な関心を持つてゐる。そのために、今までも密接に協議してきたのだが、今後ますます引き続いて相互に密接な協議を行なうといふふうに出てゐるのでございまして、これは十分、あるいは十二分に経済協力についてお互ひにこの計画を打ち明けて相談をする、それ最大の効果を發揮するようにするといふことが、この趣旨であると考えます。

○永末英一君 きょうはいいろいろ御答弁をいただきましたが、不分明なところ、あいまいなところがございまして、いずれまた資料を練り直し、再質問をいたしますことを留保いたしました。本日はこの程度で質問を打ち切りまして。

○委員長(佐野廣君) 午前はこの程度とし、午後は正一時三十分再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(佐野廣君) これより委員会を再開いたします。

午前に続き、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、本案に対する質疑を続行いたします。

なお、ただいま政府関係の御出席は田中大蔵大臣、稲垣理財局長、上林法規課長、安藤アメリカ局長、土屋通産省通商局輸出振興部長、運輸省から辻海運局長、藤野船舶局長、以上の方であります。

それでは、御質疑を願います。

○野々山一三君 先般来、ガリオア・エロアというものは、すべてこれは債務性があるのだという前提で、しかもすでに協定は成立しておるのだ、議会はこれを認めておるのだという前提で政府側は当たっておられるのですが、私は、すでに議論されたことでありますけれども、事この問題は、たとえばもののやりとりの上で非常な大きな金が日本国民から出ている、あるいは終戦処理費でも相当の膨大なものが出ておるといふような上に、さらに払うというのでありますから、よほど国民はこの払うことの正当性というものを正しく理解しない限り納得しないと思う。しかも、この金はこれから十五年間二千億有余にわたって払うのです。その金の行方あるいはその金の出し方というものが、特に産業投資特別会計法のその目的に照らしてみても非常な大きな影響を持っております。そういうものでありますから、同僚議員がその額の全体が正確なものであるかどうかというところを重ねて追及されたのでありますけれども、もとをもう一回角度を変えて実は聞いてみたいのであります。そこで、第一に債務性の問題について、これは外務省関係になるかと思うのですが、一体ヘグ条約で占領国は被占領国民に対して病氣——疾病、飢饉、保護というもののためにその義務を負わなければならないということがあ

るのであります。一体この援助、つまりガリオア・エロアというものはそのヘグ条約によって示されている疾病、飢饉、保護、つまり被占領国民に對するこの三つの義務を果たしているという関係にあるのかないのか、この点をひとつ伺いたい。

○政府委員(安藤吉光君) 一九〇七年のヘグ条約いわゆる「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」の第四十三条に、今お話のありましたように、「占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スルヲ爲シ得ヘキ一切ノ手段ヲ用スヘシ」ということが書いてございます。今読みました中にもございいますように、「絶対的ノ支障ナキ限」ということと「成ルヘク」ということが書いてあるわけでございいます。ただ、しかし、この文書にもわかりませんとおり、こういうことをやらなければならぬということはどうもございませうが、これは無償でやるということにはなっておりません。占領軍というものがやはり占領行政をやる上においては、陸戦法規によりましてはあるいは公租公課をかけたいろいろなことのできるわけでありまして、したがっていまして、この陸戦法規からはこういういったものを無償でやれということとははつきり言えないわけでございます。

それを今度は、外交的にこの条約をたてにとつて、一体問題を解決するといふ日本の政府の態度というものが那邊にあつたのか、そこところはあなたに払うことが前提だからという前提意識でものを言っているから、今言つたような答弁になるわけだ。ところが実は、あなたが何回も繰り返されておるような、債務と心得るというやつになるわけです。そこらには一体、国としてこの問題を取り扱つたときの根本態度というものを、もう一べん伺いたい。

○政府委員(安藤吉光君) この問題は、いわゆる米国の対日援助というものがいかなる性質のものであるかといふ根本になるわけでございいます。これにつきましても、従来から御説明しておりますとおり、この援助が日本に渡されます際に総司令部からの覚書がございいます。その覚書によりまして、はつきりと支払い方法及びその経理については後日これを決定するということとがうたわれておるわけです。日本はそれを承知の上でもらつておるわけでありまして、したがって、このほかにもいろいろ債務性を裏づけるいろいろな、たとえば極東委員会の決定とかあるいは米国のマッカーサー元帥の証言とか、いろいろ御存じのとおりございいます。いずれにしましても、このスキャピンにもございまして、これは他日何らかの形で処理しなければならぬのだということがはつきりと当初からわかつていた性格のものでございいます。したがって、その受け取りましたその全体がそのまま債務になるわけじゃない。後日交渉いたしましたして、たとえば先般の交渉によりまして、いわゆる支払額あるいは

支払いの方法等がきまりました上で、すなわち具体的に申しますならば、今度の四億九千万ドル日本が十五年間に払うのだということがきまりまして、この上で債務ということが決定したわけでございます。

○委員長(佐野廣君) ちょっと御報告いたしますが、大平外務大臣、中川条約局長が御出席になりました。

○野々山一三君 この間もあなたは、全部支払うものでないのだからという言い方、少し私が言葉を足したようですけども、その全部を払うものじゃないのだからというその言葉の根拠は、それでは外交的にどこに根拠があるのですか。全部払うのではないのだからという外交的な立場をとった態度というものはどこにあるのですか。何かの根拠があるから、全部払うものじゃないといふことが言えるのでしょうか。そのところをひとつ、あなたの気持の問題ではなくて、法律的なりあるいは条約的な何か根拠があつておっしゃるのですか。そのところを。

○野々山一三君 これは少し、私の全くしろうと的な意見をつけ加えて少し聞きたいのですけれども、アメリカは日本に品物を送る、援助をする、贈与をするといふことは、一体どういう意図があつてなしたのかということから見ますと、私はやはり日本の占領を遂行するという軍事目的というものがあつたからおやりになつたと思うのです。その軍事目的というものを達成するといふことのために金を使うのです。それが二十一億ドルであるのか十九億ドルであるのか別として、とにかく軍事目的達成のためにこの金を使う。それを払つてもらふかどうかということに對してアメリカ側が後日決定すると言つたのは、単にアメリカのものを出したから後日決定するといふことではないと思うのです。やはりこの精神の本質はヘグ条約にある。だから、占領国としてそういうことを言わなければこの問題の成立が成り立たない、こういう前提が私にはあるのだ。その点いかがですか、外務大臣にちょっと聞きたい。

○国務大臣(大平正芳君) 私ども、この問題の経緯につきましても、さういふ私は感じを持っておるのでございませう。すなわち、アメリカが、アメリカと日本との間に戦争は終わり占領は終結したあとでも、こういう問題がいつまでも懸案の形であるといふこと、そのことは決して両国の幸いではないと思つてございいます。この問題、これをガリオア・エロアの援助は贈与なんだといふことで問題が終結がついておればよかったのでしようけれども、さうでなくて、これはあなたのほうへ贈与といふわけではなくて、後日金額、

經理につきましては御相談すべき性質のものでございますよ、こういうことがあったわけですね。したがって、こういうペンディングな状態でいつまでもいることは決して両国のためでもございませぬし、またそういう懸案についてはきちんとした解決をするということが、日本政府としての対米関係における極端、信用から申しまして、私は大切なことだと思つてございまして、いろいろな論議がございまして、けれども、ここはこういう懸案を早く解決してすばりとして新しい事態に入つたほうがよろしいのであるというように、私もはすすばり思つてございまして、したがって、しかしながら、それは申しますものの、日本の國際収支の状況、財政の状況から申しまして、早く処理したいのだけれども、そういうことが事実上いろいろ手元が不如意であつたというのが過去の事態でございまして、ようやくこの程度のことであれば始末ができそうだという見当がつきましたので、去年から交渉を始めまして、このような始末にいたしましたわけでございます。私は、そういう意味で日米関係、将来を見通した上に立ちまして、こういう問題、つまりペンディングな問題はなるべく早くすっきりと解決させていただきたいというのが、まあ率直にいうと私の気持ちでございます。

○野々山一三君 気持の問題をここで今私は聞いているのじゃない。先ほど私が聞いているのは、ヘーグ条約に基づいて、あなたがお見えになる前の話があつたので、そういうお答えになつたのだと思つたが、ヘーグ条約に基づいて占領国は被占領国民の生活なり

疾病なり保護をやる義務がある、そういう義務が前提になつてそうして援助ということがやられたのだらう。これは常識的にそう見るでしょう。占領目的達成という直接的軍事目的もあるでしょう。二つの義務を果たすのにアメリカはこれを出した。ところが、外務省当局の言うそれは、全部くれちゃうというのじゃないかということの、ものであるからということですね、私に聞いてゐるのは、その、いかんか支払いについて話をいたしますという前提をつけてこちらに渡してきたのは、ヘーグ条約そのものの精神そのものに照らして一体どういふふうに考えるか、このことを聞いてゐる。

○國務大臣(大平正芳君) 詳しい条約解釈の問題は私つまびらかにいたしませんけれども、ヘーグ条約で、占領軍が占領地の安定のためにいろいろな施策をされるというところは、無償でやらねばならないというふうになつてゐるとは承知してゐないでございまして。今お尋ねの、アメリカ政府がどういふ考えで一体援助したかというところ、これはアメリカ政府の心理留保なのでございまして、私もよく知悉することはいけませんのであります。ただ、私も占領下に、こういう日本政府として、政府自身からも、そうしてまた国会からも、援助をたびたび占領軍に繰り返しておつたという事実は忘れてはいけな

まして、アメリカ政府がどういふ心理留保をしておられたかはわかりませんが、外に現われたものは、この処理は後刻やりますよ、こういう念を押されておるわけでありまして、それに對していつまでも、先ほど申し上げましたように、ペンディングな状態に低迷しておくといいことは、決して日本の全体の利益ではないという判断に立ちまして、このような処理をお願いしておるようなわけでございます。

○野々山一三君 ちょっと角度を変えて、もう一回伺ひたいんですが、ドイツが日本とや似たような方法で支払つたといふことをいつも説明されるわけですが、オーストリア、南鮮にアメリカが援助を渡したでしょう。日本と同じように、第二次世界大戦の結果としてああいうことになつた。そうして援助を渡される。これに對して、同じようにやはり援助とクレジットと二つに分けてものを始末しておりますけれども、オーストリアに對しては、あるいは南鮮に對しては、これを援助は贈与とするといふことをきめたので、今あなたの心配されるように、日本がこの金を払わぬと今後の対米関係における信用関係など外交的にまずいことになるから、この際ひとつ頼みます、払うことを承認して下さい、これがあなたの言ひ分です。一体オーストリアとアメリカとの間に外交的にえら

いは見返資金の運用利息と元本の回収合計額の範囲でやるようにしてくれ、そうして、しかも円で払うようにしてくれ、あるいは域外貸付でやつてくれるようにしてくれ、こういう注文をつけた。それから見ますと、今度の四億九千万ドル、二千百万何億といふものはそれに比べて非常な後退です。その当時日本がアメリカに對して一千億ぐらいひびとつかんべんをしてくれといふことは、一体どういう論拠ですか。論拠があつたから言つたんで、結局今日では負けてしまつたというようにみれるわけですが、そういうふうな理解していいんですか。

○國務大臣(大平正芳君) オーストリアとかあるいは南鮮は、いわゆる敵国からの分離地域でありまして、前にこの二国とどこが違うのだという議論のときにいろいろの説明があつたかと思うのです。そういう法理論はさておきまして、私は、まあこれは大平がそういうことを言つたといふことになりまして、またおしかりを受けるかもしれないけれども、私の気持としては、むしろ日本に對してアメリカがあきらめないで、そしてともかくこういう合意に達したといふことは、他の国々に對するより日本に對する評価が高いといふことをむしろ考へていただきたいと思つてございまして。私もが対米外交をする上におきまして、まあ金額は少ないほうがいい、できたらまけてくれたほうがいいというふうなことで、なかなか私は権威ある主張はできないと思つてございまして、私もその国民経済が耐えられる範囲内におきまして、懸案はきちんと民族の名譽のた

めに処理させていただくという前提がなければ、なかなか自主的な外交を展開して参入することは私非常に困難だと思つてございまして、そういうことも御了解いただければ非常にしあわせだと思ひます。

○野々山一三君 この種のお金で——金というか、物資のやりとりの上で、日本がまるっきり、まあ特に終戦処理費だとか、あるいは輸出関係でまるっきり日本が對等に、損もしておらぬ、得もしておらぬ、對等の貿易をやつておつた、やりとりをやつておつた、そういう前提でこのガリオアやエロアといふものだけを取り上げて、そうお前、いやらしいことを言わぬでもないじゃないか、みみっちいことを言わぬでもないじゃないかといふような気が持たあなたにはあるのだけれども、私はその前提がいかに。これはあとでまた質問いたしますけれども、ポツダム宣言による日本の負担すべき終戦処理費といふものは幾らだったのでしよう、お答え下さい。

○國務大臣(田中角榮君) 五千六百八億、平和条約において認めただけであります。

○野々山一三君 ドルに換算して幾らですか。

○國務大臣(田中角榮君) 当時の軍票換算率で換算すれば約五十四億ドルになります。

○野々山一三君 終戦処理費で負担するのは四十七億ドルと違いますか。

○國務大臣(田中角榮君) 軍票換算率で換算すれば約五十四億ドルであります。

○野々山一三君 もう一点だけこの点で聞きたいのですが、同じよう

らないで、国内でアメリカから来た高い品物を国民により安くしてその差額の補給金は出してあります。輸出補給金は出しておりませんが、輸出補給金を出していません。なぜなら、これは結果から見ると、大体そういうことが推定できるのです。

その貿易特別会計というものが相当の資金をもって始めたものかという、先ほど申し上げたとおり、昭和二十年にこの特別会計が始まったときには五千万でもって始まったのです。そしてドルはゼロだと、こういうところから始まりまして、昭和二十四年に政府が引き継ぎましたとき、ドルは二億ドル残ってあった。それから一般会計でもってまん中の部分を清算してきて、一般会計に引き継いで全部清算した百六十二億残った。そのほか、なお昭和二十四年から二十八年度までのものが三千六十五億ドル残っておる。こういう勘定からいいますと、それはアメリカからとにかくまあ十九億ドルぐらゐのものが来たんだというところは推定もできますし、少なくとも輸出補給金が出ておらないから残金が残っておるということは推定はできるわけですが、内容はこまかく御説明するような段階でない、こういうことを申し上げておるわけです。

○大矢正君 それじゃ、輸入補給金は一体幾らですか。

○國務大臣(田中角榮君) それは先ほど通産省と永末さんとの間にさんざん御議論がありました。その内訳につきましてはつまびらかにいたしませんと、こういうことを言っているわけですね。

○大矢正君 輸入補給金ですらわからないのに、輸出補給金のわかるはずがないでしょう。そういう金が出ていないと、あなたに言うことは、為替レートがないのだからという理屈は成り立つ。あなたの言う理屈は、為替レートがないのだから換算のしようがないから、幾らで買って幾らで売ったということはわからないかもしれない。そのとおりかもしれないが、しかし品物を、かりにミシンならミシン、カメラならカメラを受け取った場合には、それに對して、その工場なり会社なりに對して金は出してあるんでしょ。その金はどのくらいですか。

○國務大臣(田中角榮君) それは貿易特別会計の中で扱って、正当な対価を払われておるということでありまして、○大矢正君 正当な対価じゃない。幾ら出してあるかと聞いておるのです。

○國務大臣(田中角榮君) 政府委員から答弁させます。

○説明員(池田久直君) お答えいたします。当時輸入物資につきまして補給金という制度は、貿易特別会計で出たものに対しては輸入補給金というものは、今御答弁にありましたようにございせん。したがって、この補給金がおのおのの物資に幾ら入ったかというのを計算するということはできないことと計算するということはできないこととをいまして、まあいろいろ資料がございせんのでまことに恐縮なんです。二十四年二月の例といたしまして、貿易庁より農林省に売却いたしました小麦が大体一石当たり二千二百二十四円で売っておりまして、これに見合いますドル建て価格

は、日本側に明示されておりませんので、総額を算定いたしましたとき、通産省が採用いたしましたCIF価格のロングトン当たり百一ドルを取って計算いたしますと、一石十三ドル六十三セントという計算が出ております。これを円とドルとの比率を出しますと、一ドル当たり百六十二円七十七銭と相なる次第であります。これは当時三百六十円のレートがないので差額はどうかというところは正確に申し上げられませんが、三百六十円と比較いたしますと、二百円程度のものが小麦について安くなったということになっておるわけでございます。これが正確な意味の補給金ということではないわけでございます。

○野々山一三君 今の私が言いたいの、輸出されたものが、その国の對等適正価格でなかったのではないか。日本側の出すものは、日本の価格で買いつけて、向こうでは向こうの価格で売られておるのだ。だから、別に補給をしてはいるわけじゃないと言いたいわけでしょう。私の言いたいのは、それからさらに突っ込んで、一体日本から二十八セントくらいで入ったものを二ドルにしておるというわけですか。つまり約十倍の利益をアメリカ国民は得ておる。この間に非常な日本からの取手が行なわれておるのではないかと理解を私はするわけですが、その点の考え方はいかがですか。

○國務大臣(田中角榮君) これは占領軍がやっておったのですから、そんなに十倍にも高く売れるならば、もっと高く売って日本の貿易特別会計の中に入れてくれればもっと金が残っておるという議論になるわけでありまして、それはあなたのような議論も一般論としては当然起る問題とは思いますが、しかし、これは貿易の問題は、今でもそういうことは十分行なわれているのであって、先ほど申し上げましたとおり、西ドイツから入っている事務機などは十倍、二十倍ということに売られているものもありますし、また買付価格のおおむね外に出るものは倍から三倍であります。日本の雜貨等も今アメリカの市場に出るものは三倍、四倍の価格で出ておるものでありますから、たいていの品物等は大体十倍くらいで売られておると巷間言っておるが、不当であるというようにお感じはなぬと思ひます。

○野々山一三君 今でもとおっしゃるが、今はそれぞれの国と對等条件でやっておりますから、今を直ちに僕の質問と比較されても実は困るのです。占領下という、特殊事情という、華禁治産者にされておる日本から、非常な強い占領命令という絶対的なものでもって取手をしていっている。その結果が、アメリカの業者なり国民がそれによつて非常な、幾らというふうには言えないけれども、利益を得ているのではないかと、このことは言えるでしょう。いかがですか。

○國務大臣(田中角榮君) これはちょっと野々山さんと観点が違つておる。率直に申し上げると、日本の当時の状態は占領軍がおらんかった場合、正常な貿易でもって日本人が食っていったかという問題もあるわけですね。当時の状況としては、日本が自由な立場で貿易をして今日の繁栄を築き得たかという、非常に疑問であります。

○野々山一三君 当時日本にコマール・ベイスとして出たり入ったりという關係を見ますと、大ざっぱに見て、八割くらい出て二割くらい入つてくるということですから、特にアメリカに對して、なるほどあなたのおっしゃる通りに、議論になつて恐縮なんです。念を押すために聞くのですが、向こうへ出るものは非常に多い、こっちに入ってくるものは非常に少ない、あつたかという格好のものが多く、あつたか、あなたの言われるような日本の

す。あの当時でさえ、占領軍が中に入つて、私たちも第一次吉田内閣からずっと見ておりました。生糸とお茶だけしかなかったのです。これが横浜埠頭にうずたかく積まれて引き取り手がなかったという事実もありますし、これをサンフランシスコの埠頭に持つていったとき、二カ月間も格納してもらえなかったという状況が現実にあるのであります。日本は当時手持ち外貨はほとんどゼロに近いような状態でもあり、敵産として海外にあった財産は銀行に押えられておった当時から考えますと、いろんな議論の存するところでありまして、結果的には、アメリカが駐留をして、貿易やいろんな管理の形態はとりましたが、少なくとも一般の歴史に見る敗戦国の立ち上がりについていふことは、より合理的にいうか、結果的には日本の経済発展に相当寄与をしたという事実だけは、やはり歴史の上でも認めなければいけません。こういう問題で、今の個々のケースの問題とどういふふうに関わつたかという問題の中でバランスするかどうかという問題だと思ひます。

○野々山一三君 当時日本にコマール・ベイスとして出たり入ったりという關係を見ますと、大ざっぱに見て、八割くらい出て二割くらい入つてくるということですから、特にアメリカに對して、なるほどあなたのおっしゃる通りに、議論になつて恐縮なんです。念を押すために聞くのですが、向こうへ出るものは非常に多い、こっちに入ってくるものは非常に少ない、あつたかという格好のものが多く、あつたか、あなたの言われるような日本の

経済に寄与したことがあるからそれを認める、こうおっしゃる。出るといふ見方をすれば、八割までが当時アメリカへ行っている。そうしてしかもその八割までが、ここにドルの場合九品目くらいありますけれども、三倍以下のものが一つもないのですよ。八倍、九倍という値段で向こうでは売られておる。こっちは九分の一か四分の一くらいに値段で買われていて、四割の値で占領下における輸出関係として規制された状態をもって売られておるから、気持ちの上で相当向こうに、形には数字にはなっていないけれども、しれぬけれども、もうけられておる。それだけアメリカ国民が利益を得ておるのではないかと。そこで、そういうまづ理解を一つ立てる。

それから、第二番目に、もう一回もとに戻りますけれども、オーストリアや朝鮮、朝鮮に例をとるなんてとおっしゃらないで、互換な条件でお話をいたしましょう。そこは相当同じ条件で、支払い条件をあとできめますという条件で受け取った、オーストリアは。その後オーストリアは、援助はこれは全部贈与するという決定をとっておる。日本人だけはそうやって、片方では今申し上げておるような収奪を受け、片方では四億九千万ドル払わなければならぬ。けれども、外交的にしようがない、まあこの際払ってこれと、こういうのがあなたの方の考え方のようでごさいますけれども、オーストリアとの比較から見ても、まあいろいろ無理屈を言わねどにかく払ってこれ、こういうのがあなたの方の考え方なのか、そこを確認したい。

それから、もう一つ。あなたは部分的に答弁をそらすから、もう一ぺん申し上げておくのだけれども、日本が二十六年以降二十七年ですか、ガリオア・エロアの支払いに対して向こうから交渉を申し入れられ、交渉を何回か持って、そのいづれも私の知る限りの記録では、もうアメリカ局長が何べんも言っておるので今日ではわかっておりますけれども、渡すときから支払い条件はあとできめるということもあるのだから、もともと債務と心得る、こういうことを山ほど言っちゃって、それで、そうして交渉に臨んだら、それは金銭は取られるということになるのが常識ですよ。あなたの方の外交、この問題に対する交渉の態度というものは、結局初めから、よその国では、オーストリアが二十六年ですと二十七年だかに贈与に切りかえられております。そういうものが片方に例題があるのかかわらず、日本は債務と心得る、そういう座敷をきめておいてから話に乗せるから、取られることはきまっております。そこが今までさんざん議論された金を払うのが正しいとか正しくないとかという以前の問題として、私はあなたの方の国民に対して、私は初めからこれは払うのだときめてきたからこれをかんばんしてこれと正直におっしゃいますか。そこをお伺いいたします。

○國務大臣(田中角栄君) 私、せっかくの野々山さんの御発言でありますから、国民各位に対しての政府のはっきりした態度をひとつ申し上げておきたいと思ひます。これはもう何とかしてずるずるべつたり払うというように考えでは絶対にありません。先ほど申されたように、ヘーグの陸戦条約によつてということでありまますから、これはさつきからも事務当局から話しておりますように、無償とは書いてありません。無償ということは捕虜等の、自由を奪っている、拘束をしておる人たちに對する食料品その他は当然無償であるといふものを除いては、無償と書いてありませんから有償です。この議論は、私から言わせればそんなことが議論になるとは思ひません。

私は、精神といふものがどういふところから出てきているか、世界歴史から見れば、いわゆる占領するといふ、被占領国民の自由を奪っているという場合には、やはり戦勝国者としての傲慢さ、思ひ上がったやういふもので、もつて、略奪があつたり、われわれは憲法に優先するのだという考え方、大體被占領国民の自由を奪う方向にいますから、こういうものに対しては、精神的にすべからず勝者といへども敗者の身になつて、いわゆる人間的な立場で遇しなければならぬ。しかも、できるだけその国の歴史や伝統や組織を重んじなければならぬといふやう、こゝういふ訓示的な、人類が当然考えなければならぬ一つの悲願をここに表わしたものであつて、私はヘーグの陸戦法規といふものは、これはなかなかいいものであり、また当然これは適用されるべきものだと思つております。しかし、ヘーグの陸戦法規にあるやうな状態では、被占領国に対してアメリカが占領目的遂行のために当然の義務としてやつた行為が、ガリオア・エロアもこれに含まれるであらう。一体含まれないものは何か、こゝういふことに第二段にはなるわけでありまます。私はその意味においては、ヘーグ条約の、無償で

あると書いてありませんから、これは当然だといふことはいい。アメリカは結局日本に対して、これはアメリカだけが占領したのではない。極東委員会を作つて戦勝国が多数国家の連合体として日本を占領しておつたわけですから、占領軍最高司令官がアメリカ人であつたといふのにすぎないと思ふ。だから、われわれが議論するときは、日本が戦争した六十四カ国の相手国といふものが日本を占領しておつたといふ、合議体を対象としてものを考える場合に、敗戦国日本がその合議体に対して、どういふ責めを負わなければならぬかといふことを、ずっと過去の例から考えると、戦勝国に対しては賠償義務を負うといふやうな問題が、第一次世界大戦までは歴史の示すところであり、日本がかつて戦勝国に立つた場合には、日本が取り上げ側に立つておつて、仮借なく取り上げておつたわけでありまます。そういうことをずっと積み重ねて参りました、日本が時と所を変えて敗者の立場になつて、占領されてゐる。

そのときに、一方においては五十四億ドルといふやうな占領費の負担もいたしましたが、これは後の平和条約で請求権放棄をするといふ国際法上の協定によつてやつておるわけですが、そのときにアメリカはこのガリオア・エロアの問題については放棄をしない。ロアの問題については放棄をしない。放言宣言をしておりませんのみならず、逆にこの問題はいつの日にか両国の間でもって支払い条件、金額その他をきめようといふことを向こうが言つております。同時に、一方的にそれを押しつけられたのじゃなくて、日本の政府もアメリカに対して、特に物を持

てるアメリカに対して日本の実情を訴えております。歴代内閣は、いろいろな立場で援助の救援を頼んでいるといふ事実があります。向こうが一方的に放棄をしないときに、日本がこれを放棄要求をしたとか、それから私を放

いは、当時の日本としては、確かに押せばよかったかも知れませんが、二十六年ですとサンフランシスコ平和条約ではそこまでのいかな。まあ賠償免除といふ問題もあつたし、いろいろな問題もあるでしょうから、それは将来払い得る状態において両国が合意に達したときに払うといふことを考えたことは、けだしこれは非常にスムーズなものの考え方だと思ふ。

その後になつて、今度朝鮮やなんかは放棄をされているじゃないか、日本と西ドイツだけは逆に払うことにきめておるじゃないかといふことも、すなおに状況を見ますと、イタリアやなんかは一ぺん参戦をしたけれども、連合国側に最後はついたし、日本とドイツはあくまでも無条件降服のぎりぎり一ぱいまでいったからといふことも一つの理屈であらうとは思ひますが、それが直ちにガリオア・エロアの返済協定といふものにそのまゝ援用をさるべき問題じゃないかと思ふのです。これはちやうど朝鮮やなんかに対して放棄をされたとき昭和二十七年くらいなんです。そうしますと、結局二十七年當時に南朝鮮やオーストリアが、日本や西ドイツのやうに払い得るやうな強い経済力を持つておるに比べれば、これは放棄宣言といふものは行なわれなかつたと思ふのです。私はその意味において、日本や西ドイツといふもの

あると書いてありませんから、これは当然だといふことはいい。アメリカは結局日本に対して、これはアメリカだけが占領したのではない。極東委員会を作つて戦勝国が多数国家の連合体として日本を占領しておつたわけですから、占領軍最高司令官がアメリカ人であつたといふのにすぎないと思ふ。だから、われわれが議論するときは、日本が戦争した六十四カ国の相手国といふものが日本を占領しておつたといふ、合議体を対象としてものを考える場合に、敗戦国日本がその合議体に対して、どういふ責めを負わなければならぬかといふことを、ずっと過去の例から考えると、戦勝国に対しては賠償義務を負うといふやうな問題が、第一次世界大戦までは歴史の示すところであり、日本がかつて戦勝国に立つた場合には、日本が取り上げ側に立つておつて、仮借なく取り上げておつたわけでありまます。そういうことをずっと積み重ねて参りました、日本が時と所を変えて敗者の立場になつて、占領されてゐる。

が、ある程度日本の国力も充実をいたしてありますし、あらためてお互いが協定をして合意に達し得る限界があったら、これは外交の協定として支払条件をきめようと、アメリカはその時期まで待つておたわけでありませう。だから、私はこまかい議論になるかわかりませんが、南朝鮮やオーストリアに対して放棄されたものは、同じガリオア・エロアであっても、アメリカの政府でやっておる対外援助というような大きなワクの中で、同じようなケースでもって、南朝鮮やオーストリアはそういうニュアンスでやられたものである。日本は、少なくとも対外援助を受けるような社会的状態に日本も西ドイツもなかったということ、両方が合意に達したから四億九千万ドルは払おう、こういうふうになったのだと。私は段階を追って素直にものを考えていくと、少なくとも四億九千万ドルを十五年間の年賦で日本が払い、しかも使途に対しては日米の話し合いでもってやれるというような事実を考えたときに、やはり日本は素直に債務として協定を実行することが一番正しいということをお考へしておるわけでありませう。

○野々山一三君 少し、今のあなたの答弁、筋はわかりますけれども、少し違つておる。オーストリアの放棄というものは、抹消は一九四五年から平和条約締結までの間の三年間に抹消するということになっておる。したがって、今あなたの答弁の焦点は、日本の年数にして二十七、八年ごろ、つまり五十二、三年ごろ、こういう状態に起こったものとしての過程の朝鮮の例をオーストリアにくつつけました。それは

少し暴言だ。一九四五年以降平和条約締結までというのですから、たしかそれは五五年ですか、オーストリアはその間の十年間というものの、同じ法律で、アメリカは同じ法律で援助をしておたわけです。同じ状態において占領しておた、全く同じ状態において物資を送つておたわけです。それを違ふものみたいにして答弁してしまわれたんじや困る。同じでしょう。

○国務大臣(田中角榮君) 同じです。

○野々山一三君 同じでしたら、その同じものを、私は議論したいになるけれども、はっきり答えてもらえればけっこうです。全く同じ性質の援助が日本とオーストリアに行なわれた。いかにも行なわれておたが、オーストリアではこれを平和条約の際に抹消することになった。日本とドイツだけは払わなければならぬことになった。それだけ二千億有とあるものは、国民の得ておたものであるはずのものを、日本政府はアメリカに向けてこれから十五年間払うのだ、こういうことでいいですね。

○国務大臣(田中角榮君) 同じ予算項目から出ておたものであつても、代金の決済方法にとりましては、アメリカ側は南朝鮮とオーストリアに同じしては支払い能力がない、ないだけじやなく逆にこっちが過ぎ込まなければならぬ、こういう認識に立つたのでありませう。放棄をしたわけでありませう。日本と西ドイツに対しては、戦後十年間もたつておいて、経済状態の復活の状態も考へてみて、日本と西ドイツにおいては金額払えるというのではないけれども、両国が将来の親善ということを目標にしたがら合意に達し得る数字があるならば、しかもその条件がそ

ろうならば、これを国際協定として両国の間に結びつけようというような考え方に両方ともなつて、両国が合意に達してから、日本は四億九千万ドル、西ドイツは十億ドル、こういうふうにきめたのですが、南朝鮮に対してやオーストリアに対して日本と西ドイツと異なつた代金決済方法をとる、一方的に放棄し、したという事は事実であつても、それと同じ方法を日本と西ドイツにとられなかつたから、それはよろしくないという議論にはならないと思うのです。これは国力の相違ということになるかわかりませう。

○野々山一三君 そこまで来れば見解の相違ですから、私も念を押して次に進みますけれども、オーストリアに対しては、僕の知り得た記録によれば、片一方はクレジットと援助を二つに分けて、援助分はこれは贈与とする、そしてその贈与に対する債権関係はこれを抹消する、こういう手続なんです。朝鮮のほうは、これは国力の差だと私は認めます。朝鮮のほうはこれを放棄するという見方をしておる。日本語で、片方は抹消する、片方は放棄する。この言葉のニュアンスというものは、私はやはりあなたの言う国力関係であると思うのです。片一方は抹消するという取り扱いができたのは理由は何かということ、理由をもう一ぺん確かめてみますと、ソ連というものは、四カ国占領という状態にあつて、片方のオーストリアは、日本はアメリカが指導的な立場で占領しておた。そこで、対ソ関係における政策上、これはとやかく言わなくて抹消する、この二つの理由があつた。そうすると、

これはやはり国力というよりは、力に違ひないけれども、いわゆる外交態度という問題に私は尽きます。

そこで、政府の先ほどの話じやないけれども、初めからこれは払うもの、と心得ています。債務と心得ていますという態度で交渉し、しかも日本がまあ四億九千万ドルというものをこれから払うのだということになる。私はそういう態度にしかあなたの方の答弁は聞こえない。もう一ぺん念のために聞いておきますけれども、今言つたとおりでいいかどうかということをお聞きいたします。

○国務大臣(田中角榮君) あなたのお考えは十分了解できるわけでありませうが、ただ、こつちが初めから払うつもりだつたから払うのだということではなく、もう品物はずつと先にこちらが得ておるのでありますし、それがわれわれの生活に寄与しておるところも甚大でありますし、なお、その積み立てられた円も特別会計として現在運用しておるのでありますし、しかし、向こうが要らないというものをもらつて下さいというわけじやない。できれば私たちも、二千億もあれば何でもできるのでありますから、何としても少ないにこしたことはないのではありませんが、これは日本国民同士で少ないにこしたことはないのだ、まけてもらいたいということだけは、事外交に關しては言えないと思うのです。私はやはり相手国が、スキヤピンによつても明らかにしてありますし、この中でマッカイサー元帥がアメリカの予算の中から支出をせられるものに対しては、明らかにこれは有償である。事実、読ん

でみると、いやな言葉が書いてある。日本人の財産はすべて第一次担保になるのです、という言葉は、当時は当然これを読めば、言いたくないことですが、日本に対する賠償というものを暗ににおして、実にいやな言葉があるのです。こういうことさへも何回も何回も証言しておる事実を徴して、その後そういうものは平和条約でつかり片がついてしまつて、最後にいい時期に來たら日本との間にやろうじやありませんか。日本も、いや、もういい時期とはいひませんが、皆さんがそう言われませうならば、ひとつきめましよう。しかし、お互いが合意をする範囲でやつてもらいたい。こういうことで、まあ日本が不服であつたのは、そういう泣き声を出すことではないと思ひますが、いずれにしても両方でもって、十九億、十七億というものを積み上げて、四億九千万ドルの、しかも十五カ年だということまで言つて、向こうが応諾をするという以上、これを払わぬでいいというような考え方で考へることは、理論が飛躍をするというふうにお考へざるを得ないわけでありませう。

○野々山一三君 これはまあ払わぬでもいいという、ただ向こうが折れてきてないから払わぬでもいいということはないじやないかという答弁じや、全然納得しません。根本の外交態度ですが、これはいつまでたつても切りがないので、次に進めますけれども、対日援助といわれたものは一体何か。これも質問をこれから進めていくために、もう一ぺんしろとの質問として、対日援助としてやられたものは一体何

か。私が聞きたいのは、特にビーコフの問題。

○國務大臣(田中角榮君) 対日援助として今度の協定でもって片をつけようというものは、ガリオアがありますし、その後にQM物資—QM物資と米軍払い下げ物資、それからSIM物資—余剰報奨物資、この三つをあわせて日米間の協定を行なうて、対米債務として御審議を願うておるわけがあります。

○野々山一三君 ビーコフはアメリカの対日援助という前提で答弁されたようですが、そうでなくて、広い意味の対日援助という中にビーコフが入っているかどうか。

○國務大臣(田中角榮君) ビーコフは、援助物資というよりも貿易物資として、日本側もこれを受け入れ、支払いも行なつたわけでございます。

○野々山一三君 もう支払つちやつたんだけれども、支払つちやつたからあなただけそういう理屈をつけておるのだけれども、入ったときに、それはもう初めからコマニシャル・ベースのものであるという書きつけがあつたのですか。それは事務当局でつけようです。

○政府委員(中川融君) ビーコフ物資につきましては、これは当初の指令におきまして、売却のためにオフアするということであつたわけでありまして、けれども、そのオフアに基づきまして日本側が受け取りました。受け取つた際にその売却契約ができた、かように考へておるのでございます。したがつて、当初からこれはいわゆる売却関係であり、売買関係でありまして、ただいま大蔵大臣の言われました貿易

物資として受け取つたというのはいさう意味で申されたのだと思ひます。そういうのが当初からのこの法律関係でございます。

○野々山一三君 それじゃ、商業ベースによつて売却したというのですけれども、その根拠は何がありますか。それはどこなんですか。あとでくつつけられた理屈と違ひますか。根拠があつたら正確に。

○政府委員(中川融君) 一九四七年三月十四日付に司令部から覚書が来ておりました。これによりまして、英連邦軍の物資、いわゆるビーコフ物資を売却する、そしてそれについてこの英連邦軍司令官と日本の貿易庁との間で話し合ひをすることができ、そういう権限を与えるという指令が出ておるのであります。それに基づきましてこの個々の物資の受け渡しが行なわれた、こういうことになっております。

○野々山一三君 向こうは売るといふことで、その取り扱ひについては事務的にあつた、こういうことですか。メモがあつた、こういうことですか。

○政府委員(中川融君) そういう趣旨の覚書でございます。

○野々山一三君 そうしたら、その金額は一体幾らですか。

○政府委員(中川融君) 八十五万七千八百九十九ポンドというのがその総計の金額でございます。

○野々山一三君 受け取つた金額ですか、売却総額ですか、処理した決算額ですか。

○政府委員(中川融君) これは純債務額であります。

○大矢正君 閣下。今の条約局長の答弁ですが、実は衆議院でこの問題に

ちよつとひつかかりができて、私も参議院でこの点を明らかにしてくれたいことを言われているのです。私も多少このことを調べているのですが、今あなたが申し述べられた八十五万ポンドですか、それはあれですか、米軍から日本の貿易庁と英連邦軍、すなわちビーコフとが授権をされて、その商取引である、したがつて当然これは貿易上の債務として扱つてもらわなければならぬという話し合ひのもとに日本に渡された物資のすべての金額、すべての額を金で見積もつたものですか、それともその中の部分ですか。

○政府委員(稲益繁君) ただいまのビーコフ物資の受け取り額であります。受け取り総額は八十七万九千九百六十五ポンドであります。この中から控除されましたものが返還軍兩代及び調整額、それから返還軍兩の修理代、それから倉庫諸掛り、以上差し引きまして八十五万七千八百九十九ポンド、かようになつております。

○大矢正君 そこで、これは援助ではない、まあ俗に言われる無償援助ではない、当然日本が負わなければならぬ債務であるし、同時にまた、これは商業ベースによる取引であるといふことを最初から明確にされておるのだから、それじゃそのビーコフという援助物資に対して、日本は具体的にその品質や数量や内容等についてアメリカから授権をされた範囲においてイギリスに対してみづからの意思を表明することができたかどうかというこの点。

○説明員(池田久直君) お答えいたします。ビーコフの受け取りに際しましては、当初包括価格というものがきめられておりまして、これは両者間で協議

された標準価格のようなものでございますが、その間におきましてこの包括価格によりまして取引が行なわれて、それが廃止されたあとにおきましては、これは昭和二十五年六月三日より以後は、個々のケースにつきまして両者の間で価格交渉をして決定いたしました。そして、引き取りに際しましては事前に現品を点検いたしますと、それから不当にその価格が高いとか、それから思われるときには値引きの交渉を行ないました。また、当方の申し入れにおきまして対英渡しの入札を行なうというように、この辺

の上におきまして売買と同様に処理して参りました。そして、したがひまして、こういうような売買の価格というもの、先ほどお話がありました調整額というようなものの中に、その価格の値引きとかなんとかいうものが含まれておる、こういう実情になっております。

○大矢正君 私の質問しているのは、あとからビーコフとそれから日本の貿易庁との間に話し合ひができたか、やつたかというような問題ではなくて、これを授権されて、こういう品物あるいは数量といふことを最初に話し合つたときに、日本側の意思といふものを、この品物は要らないとか、この品物は工合が悪いとか、金額は幾らとかいうようなことを、そう言う権利があつたかどうかといふことを聞いておる。あとから話し合ひがあつたとかどうとかいふことを聞いているのじゃない。

○説明員(池田久直君) そういう点につきましては、いろいろ悪いものとかなんとかいふことにつきましては、そういうことを言う権利はございました。あなたの語尾がはつきりしない。あなたがなかつたと言っているのだから、いやあつたと言つておるのだから、わからない。

○説明員(池田久直君) お答えいたします。権利はございました。したがひまして、価値のないものは、その価格としてゼロというように取り扱つております。

○大矢正君 そうすると、念を押しますが、衆議院ではこういう答弁になつております。今のその問題については授権はされておるけれども、日本の政府、日本の貿易庁はその内容について、これはいいとか悪いとか言う、そういう権限はありませんでしたと、このうり明に答へておる、衆議院では、そのとき権利があつたのだ、また言つたのだと、いろいろな交渉の過程があるのだと、こうおっしゃる。だいたい衆議院の答弁とこの答弁と違ひます。

○説明員(池田久直君) お答えいたします。権利と申します言葉が非常に法律的な言葉で悪かつたかも知れません。しかし、この権利といふのは非常に大きな、広い意味におきます権利という意味におきましては、権利がなかつたかと思ひます。ただ、これは価格をきめます場合におきまして、こちらの権利があつたといふふうに……。

(笑聲)
○野々山一三君 もう一ぺん念を押しますけれども、ものの選択には権利がなかつたとはつきり言つたらいいと思

うのですよ。選択そのものについては権利はなかった。しかし、つまり債務を決定するときには値引きのことやら、帳消しのことやらという事で話をしたのだらう。そういうふうな理解をしていいのですか。はっきりそこをお答え願いたい。

○説明員(池田久直君) 今、お話しになれましたとおりでございます。

○野々山一三君 そうすると、これまでやっぱりコーン・ペーパーでやったというけれども、押し売りされたという性質のものと同じだと考えていいですね。日本語を置きかえただけですから、それは言葉のあやでございさぬようにしてもらいたい。

○政府委員(中川融君) 衆議院段階での答弁は、おそらく私が大蔵委員会でしたらした答弁のことじゃないかと思えますから、補足的に御説明いたしたいと思いますが、そのときの御質問は、ビーコフ物資を受け取る際の価格を受取書に記載しろということが指令の中に入っている、書いてある。その記載するにあたって、価格は一体日本が相談してきたかどうかという御質問であつたわけでございます。それに對しましては、指令にはその価格というものは英連邦軍司令官が計算するということが書いてあるわけでありまして、指令からいへば英連邦軍側が一方的にきめるようになっておるけれども、実際の扱いは日本側と相談した上できめたものなのである。私は的確なことを記憶していませんでしたので、ものようであると言いました。が、その後産省から補足的な説明がありまして、それは計算してやったのだ、相談してやったのだということの

補足的説明があつたわけでありまして、要するに、指令からいへば、英連邦軍司令官が計算を進めると書いてあるけれども、実際には日本側と相談して価格をきめた、こういうのが実際のそのときの取り扱いであつたわけでありまして。

○大矢正君 閣下。それは条約局長、米軍から日本の貿易庁とビーコフが授権をされて、ビーコフ物資に対する話し合いをした内容というものは、これは金額が高いからどうか、高過ぎるからまけるのか、そういう話をする権限が与えられていない。あるとすれば、どういふ品物が一体あなたのほうから私のほうに売却してもらへるのだ、それから多少こういう品物は、これは不備でありますよ、こういうものは食べられませんが、こういうものは着られませんが、という程度の意思表明はできたかもしらぬけれども、金額が高い安いの意思表明はできなかったじゃないやしませんか。その点、どうですか。

○政府委員(中川融君) 先ほど通産側から御説明いたしましたとおり、十分その間にそういう機会があつたということは事実でございます。

○野々山一三君 大蔵大臣、時間がないうです。実は今の問題ももう少し聞きたいのですけれども、保留をしておきます。別の機会にまた聞きますけれども。

そこで、話の糸口の問題で少しだけ聞いておきたい。この四億九千万ドルをかりにあなたのほうの意見によつて支払うということになつた場合としてお伺いするわけですが、一九六二年にアメリカが後進国開発援助法を

作りしましたですね。それで、通常国会でこの産投會計法が流れたものだから非常に支障があるということ、大使から日本政府は多少苦言を言われたやうですね。ということからいたしますと、アメリカにおける低開発諸国開発援助というこの法律を作るといふことと、この支払というものが非常な関係があるように私は思われるのであります。非常に関係があるように思われます。そこで、この支払った金、支払うことになる金というのに対して日本側が交渉をしておるのかどうか、あるいはどういふところに使われようとしておるのかどうか、この点について、あなたでも外務大臣でもけっこうです。けさはどうか議論されておりますけれども、はっきりしません。この使ひ方が、実は私は問題なんです。つまり、少しだけ補足しておきますけれども、この援助物資というものが日本に來るといふ状態におけるアメリカの状態というものは、ごく端的にいつて、余剰農産物とか、あるいは終戦という状態の上で、ある程度繊維品にしても何にしても余剰的なもの、そういうものが、しかも日本国民には、これを受け取って使うにあつては、全部金の使ひ方の上で占領軍の指示を受けてやらなければならぬ。自由に使えるなかつた金です。その自由に使えるなかつた金を十七年たった今日払うという。今、日本でこれを払うときに、そういう非常に限定された条件のもとで送り込まれた品物です。この代金を払う。これには相当の日本の發言権があつてしかるべきだというのが私の認識なんです。そこで、今申し上げたやうに、これを払うという場合にどうい

う交渉を持ったのか、どういふ見通しがあるのかというのを聞きたいのであります。

さらにまた、教育、文化交流のために二千五百万ドルですか、これだけは円で払うことに約束されている。この四億九千万ドルのうち二千五百万ドルだけは円で払うことができる。と約束できるなら、その払う当然ものと約するはずだ、こういうふうな私は認識を持つ。そこで、これは認識ではなくして、具体的にどういふ話し合いがされたのか、どういふ態度で臨んだのかということをも根本問題として伺いたいのであります。

○國務大臣(大平正芳君) 今、御指摘のやうに、四億九千万ドルの中で二千五百万ドルは日米間の教育、文化交流計画についてという交換公文があるわけでございます。それ以外につきましては、日本は今度の国会で承認を得て債務額を確定して先方に払うわけでございます。払った金をどう使うかといふことは、アメリカ政府の問題でございます。

○野々山一三君 二千五百万ドルというものは、これは使ひ方は当然協議して使うわけですね。そうすると、これはしるうとにひとつ、この中の話よりも、国民がすぐわかるやうに説明してくれたいと思ふ。四億九千万ドル払うのですよ。そのうち二千五百万ドルだけは円で払って、しかも使ひ方については話をする、あとのやつは全然向こうのお勝手です、こういうふうにお答えになつたわけですが、これにどうもやはり同じ全体の中

で払うのに、あつちのほうの日本の意思をいれることができて、他の大半の金は意思をいれることができない、こういう紋切り型の話というものはなかなか納得しません。加えて、六十二年に通つた援助法そのものは、大統領はこの金を使うためにこれこれという条件があるけれども、大統領に金を使う権限を許す、与えるといふことを言っているのですから、日本政府と大統領との間の話というものになるのであつて、前のガリオア・エロアが債務性があるとかないとか、話はマッカーサーが言つたとか、アメリカ議会がどうとか、アメリカ議会がうるさいので、ゼスチャーを使わなければならぬといふ政治的背景があつてあつたやうになつたやうだが、この問題は法律が通つて大統領の権限にゆだねておる。それをあなたにみたいに、もうそれは日本がやるんだから、どうせ取られるものだからやりやばなした、こういうふうにするには歴史があり過ぎるじゃないですか。片一方は余剰物資あるいは条件をつける、そしてこつちへよこしたものをしかも金でこれを払わねばならぬ。そういう金を払うのに、全然向こうにやりやばなしといふことには、私は外交態度として納得できません。これは外務大臣、ひとつ責任をもつて、将来の外交態度になりますから、お伺いしたい。

○國務大臣(大平正芳君) 本来物事の筋道から申しまして、金を返した場合、これは返すのだけれどもお前どう使うのかといふことは、本来物事の筋道ではない。しかし、今あなたのおっしゃつたやうに、いろいろ歴史がある問題でございますし、日本はこれにつ

いて関心もあることは事実でござい
ます。したがって、交換公文にもござ
いますように、アメリカ政府は対外援助
法を軸として、今から後進地域の開発
援助をやりましよう。その場合、東ア
ジアにつきましては日米間として協議
しよう。つまりアメリカ政府がアメリ
カの議会から与えられた権限のもとに
おいて支出をして参ります場合に、東
アジアの問題につきましては日本側と
協議するという約束をやってあるわけ
でございします。このことは今から私の
ほうの問題になるわけでございしまし
て、私どもとしても十分の準備を整え
て対米折衝をしようと思っております。
しかし、これは金を返す場合の条
件というものではございせんので、
日米間の外交的な折衝の問題だと思
います。

○野々山一三君 もう一ぺん、それは
昔の話を引っぱり出さなければいけま
せんけれども、二十六年の米側からガ
リオア・エロアの返済方の申し入れが
あったときには、日本側から幾ら幾ら
でどういふふうに払えるようにしてく
れ、あるいは円で払えるようにしてく
れというようにして、何べんも交渉し
ているわけですが、これはもうこの委員
会へ出された記録によっても、資料に
よっても全部明らかです。今いよいよ
払うというときになって、これは向こ
う様のものですからそんなこと言えた
義理ではありせん、こういうことで
は、これはいかにも——これは僕も議
会に初めて出てきた、いかにもそれは
なめた態度じゃありませんか。そんな
ことでは国民は自分の金、言い方は別
にしても、なかなかそれは納得しまし
せんよ。かつての歴史で、あなた方自民党

政府は、アメリカに対して円で払うよ
うにしてくれ、あるいは域外買付もや
れるようにしてくれ、こういう注文を
つけたじやありませんか。今ここで国
会を納得させるというために、このこ
とはあなたも、構想でもいい、百歩
譲って構想でもいい、明らかにする責
任がありますよ。今までアメリカに対
して言ってきたおいて、今日日本のこ
の国会にそのことが言えぬというはず
はない。この点はやっぱりどうしてもあ
なたに聞かない限り、私は納得しまし
せんよ。今までやっていたいなら別です
よ。やっているじやありませんか。い
かがですか。

○国務大臣(大平正芳君) 今の御議論
は、債務額が確定する場合に支払いの
金額、方法、条件、そういったものを
きめる段階の問題でございまして、ま
あこれがござりましたという場合に、
これがアメリカに返済されるわけでご
ざいまして、アメリカのほうでは議會
からアメリカ政府が権限を与えられ
て、低開発国の開発援助に主として使
おう、こういう態度をきめておるわけ
でございします。そういうことを前提に
いたしまして、私どもとしては私ども
が関心を持って居る地域の開発につき
まして御相談する、こういうことでご
ざいまして、当然の道行きを歩してい
るわけだと私どもは考えております。

問題は、今一体それじやどういふ地
域に、どのような開発援助をするか、
どういふプロジェクトに、どういふ地
域にやるかというようなことは、アメ
リカ政府におきまして、まず計画が立
つだろうと思ひますけれども、私ども
といたしまして、対米折衝にあたり
まして、できるだけわれわれの意向

を、考慮を求めにやなりませんので、
そういった準備を整えて参らなければ
いかぬ、そう考えているわけですが、

○野々山一三君 考え方の問題とし
て、大蔵大臣にお伺いしますけれど
も、十五年間これから払っていくわけ
ですけれども、しかも産投特別会計と
いうものから払っていく。今の状態か
ら見ますと、これから先二千億有るの
金をこれから毎年引いて参ります。そ
こへ、開発銀行からのつまり納付金で
すね、これはわずかに百三十億くら
い、その余のものを含めたって百五十
億くらいしか入らない。十八機関に対
して産投法によって投資してきている
もののうち、今配当金ともいふべき納
付金というものがあつたのは二機
関であります。それで、あなたはこ
の答弁で、国債やなんかも発行し
ません、こう言われました。

そこで、そのことはまたあとで聞く
といたしまして、毎年幾らかの金が出
ていく。これを円で払うということに
なれば、たとえ今繊維産業が非常な
操業短縮をやっているじやありません
か。仕事は余っている。こういった織
維産業に対する刺激を与えていくよう
なことで、繊維品で支払うということ
だつてできるはずであります。あるい
は船だつてそうです。あとでまた海運
当局に伺いますけれども、適正操業
能力というものは大体百八十万トンく
らいである。計画造船に充てられるも
のは、開発銀行から出る金は五十万総
トン分くらい、自己資本分は三十
億くらい、あとほとんどはこれは外資
建造にたよらなければならぬようなこ
とになるわけです。今実際造船産業は

非常にづらい状態にあるじやありませ
んか。ところが、日本に対する注文は
相当ある。支払い条件などいろいろな
ことがあるけれども、とにかくこれ
を、低開発諸国援助というものも含め
て、かりに円で支払うというようなこ
とになれば、日本の産業が潤ってくる
度合いというものは、非常な——非常な
というのはいけなけれども、相当程
度の影響をもたらしてくるものだ。
それが即産投法の意味じやありません
か。そういう意味で、今まだおそ
くはないと思ひますよ、大蔵大臣
として、今日の繊維産業における、造
船産業における、そういう現状をなが
めてみて、この金を払うとしてものを
言うということ、は、一体不適当だと思
ひますか。私はその所見を伺いたい。
○国務大臣(田中角榮君) お答えいた
します。

現在の日本の繊維産業や海運その他
の産業が非常に重要な段階に立つてお
る、政府もこれに本腰を入れた施策を
行なわなければならぬということに對
しては、認識はあなたと同じでありま
すが、しかし、今、国会に提案をいた
しております対米債務の支払い方法と
この問題を直接結びつけて考えるとい
うことは、妥当ではないと考えます。
なぜかといいますと、これは対外的な
問題でありまして、われわれもできる
だけ円貨払いにしてみたいといふ、ま
た十五年はできるだけ長期にしてみら
いたい、二分五厘はもっと安いほうに
したい、文化交流計画に使われ
る二千五百万ドルももっと大きくなく
あつたほうがいいと、また対外援助に
ついて、日本とアメリカが自然にほ

んとするにその計画に基づいてやれるほ
うがいいということ、これは交渉の
過程においていろいろのことをきくと
政府はやつたと思ひます。またやるこ
とは当然だと思ひますが、しかし、そ
の結果、四億九千万ドル、十五カ年
二分五厘の利息付、こういうことでご
ざいまして、協定はもう成立した。日
本の状態だけではなく、アメリカとし
ても、十九億五千万ドルのものを四億
九千万ドル、十五カ年に分けて、しか
もその中で二千五百万ドルは日米文化
交流に使いたいということでもって、
これが一応払ってもらおう。金額ドル払
いでもってやつてもらいたいのだが、
とにかく協定が成立したところは、
今、御審議を願つております産投を含
めて、こういうような方法でもって、
ひとつ要結をして、国内法上は日本が
払ってくれる、対米債務は一般会計の
財源としてこれを組み入れて、米議會
の承認を得て、対外援助法の中の資金
としてこれを明らかにに入れて、それで
使ひます。使うものに対しては、阿国
は、東南アジアその他の経済事情や開
発援助に対してはお互いに協力をしま
しよう、というところまで合意に
達している現在、あなたの言うとおりに
——私も日本人なんですから、あな
たと同じものの考え方はありますけれ
ども、(笑聲)これは事ここら及んで、
もうひとつ、いろいろな問題もありま
すからというのではなく、この状態に
おいては、この法律を通していただい
て、それで協定の中に、双方が合意に
達する場合、双方が協定の目的とい
うような、東南アジアや低開発国の援助
に對しても、共通の目的というものが
あるのですから、そういう状態という

ものについては、お互いに協力をしようと言っているのではありませんから、これは、現在審議の過程、それからこういうような条件でなければいかぬというように考えなくては、一応の両国が合意に達したものを、国会の議決を経て、しかる後に、それはいろいろの問題があつたら、お互いの立場で、より有効に、合理的にものを解決するといふことは、当然日米間の親善関係からいへば、でき得ることだと思ひますが、今の段階において、この各種産業や開港銀行の状態とあわせて、大蔵大臣として、もう一ぺん交渉する意思はないかといふこと以外には、やはり、協定の原案どおり御承認を願ひたいといふこと以外には、ないと思ひます。

○野々山一三君 大蔵大臣にはまだ質問ありますけれども、何か予算委員会の関係があるようですから、保留をして、退席していただいてけっこうです。

○委員長(佐野廣君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐野廣君) 速記を起こして。
○野々山一三君 それでは、通産並びに外務省当局に、ちょっと伺ひたいのですがね。今日の貿易、特に対米貿易の現状というものは、大体入超です。で、この入超の状態を打開して、そうしてさらに貿易収支、そのネットワークになつてゐる大きなものはやはり船賃の問題、その船賃の問題を打開して、黒字に直していくということになりませんと、ドルで払っていくということ、例のガリオア・エロア支払いをドルで払っていくということになり

ますと、いよいよドルは今日のままでいけばあまり収支状態が好転しない。だから、先月と先月は黒字になつたといふので、かねと太鼓で宣伝してゐるけれども、それは別として、貿易収支の将来、さらには貿易構造を変へるということが、今必要な施策だと思ひます。それに対する政府側の貿易構造の将来の見通し、あるいは貿易外収支好転のための具体的な考え方といふものを、最初にとつと伺ひたい。

○国務大臣(大平正芳君) これは御指摘のように、大体わが国の貿易構造は、先進国に対しては入超、それから低開港圏に対しては出超といふような構造になつておられますので、国内の経済の高度化をはかりまして、先進国に對しては貿易のバランスを打ち立てるような上合に持つていかなければならぬと、今御指摘のとおりでございます。それから、したがつて、国内の経済の近代化といふことにつきましては、今成長政策はそこに重心を置きまして、鋭意努力いたしてゐるわけでござい

ます。低開港圏の問題につきましては、第一次産品をできるだけ買つてあげなければ、先方も非常に外貨不足で、また第一次産品が世界的に価格の低落状況でございまして、今の低開港圏につきましては、尋常の手段ではなかなか貿易のバランスの回復といふことはむずかしい状況であるわけでござい

○野々山一三君 ところで、海運当局に伺ひたいのでありますが、海運企業、海運造船合理化のための審議会が、この前話がありまして約九百七十万総トンです。か、十カ年間に船を造らなければいけない。ところが、今の現状では、この間のあなたの答弁は、成瀬委員に対する政府の答弁は、たしか本年度計画造船五十万総トンだったと思ひます。一方、審議会のほうは、本年度において七十万総トンくらいは造らなければいかぬ。そうしてまた、資金引き当てや、さらにこの合理化審議会が今計画造船を割り当てる企業が適正

企業であるかどうかを審議している。うですけれども、それに早く答えを出して、船を落とす、やらす仕事を落とす、こゝういふことをやられておるようですけれども、審議会の答申の計画造船本年七十万総トンといふものを五

○政府委員(辻堂勇君) お答え申し上げます。海運造船合理化審議会が、昨年、大

情は、十七次造船に振り当てられる金が百二十億。十七次造船といふのはもう事は済んでおる。本来済んでいなければならぬはずのところへ金が出てゐる。十八次造船に回すべき金といふのは、国会では二百億融資する、こゝう言つておるのでありますけれども、実際はたつた八十億しか融資できない関係にある。これはやはり言うならば、あなたが正直に申された、財政的に弱いの、市中銀行からの手当も受けて、四苦八苦して五十万総トンになるのだ、こゝういふことに今度は落ちてゐるのであります。あなたは国会で、こゝうしてまた今後ともいふ規模で財政融資ができる、そうしてまた建設からいふゆる二千億有るといふものを十五年間に払つていっても、資金的にはしやうがない、こゝういふ答弁をこの間成瀬委員にされたわけであります。食い違いが私にはあるように思ひます。もう一回念のために伺ひたいのであります。

これは役所の操作というよりも、実際にその金で、開港からの金で息をつないでいる業者の諸君、これらの諸君の正直なる訴えが、二百億金が来るといふけれども、実際は八十億しか来ない、ごまかされてゐるのだ。しかも、十七次造船は、もう設計は全部落ちてゐるところもわかつて、金が落ちるの

ぬ、だからやっているというのが今日の現状です。それほど金が詰まっている。それを一体産投のほうから金を払うというところに私は納得ができないう。この食い違いと、二つをもう一回お答えをお願いしたい。

ものもございしますが、全体として、本年度は八十万総トンぐらいの船舶が建造に着手される、かように考えておる次第でございます。

○野々山一三君　あと二つだけ伺いますども、これから自由化が政府の方針

がって、船によるドルかせぎというものは、技術的にはかせげる能力があっても、ドルの上では、かせぐための施策、振興対策というものがやられていないということに理解されざるを得ない。したがって、私が聞きたいのは、

別、相手国別、そういうことを考慮に入れて、ということがあり得てもいい。今日の事態で自由化を急ぐなら、そういう輸出振興対策というものを考えなければならぬ。にもなかかわらず、船舶

て八年という例もございますが、一般に七割、七年というのが通例になっています。しかしながら、ただいまのところ、私どもは船価につきましては相対的な競争力があるというふうに考えています。

（政府委員 辻富男） 先日この大蔵委員会では、本年度五十万総トンの財政資金の投入を、船舶建造を考えている、所要資金として二百億円をそのためにリザーブしていると申しましたが、それは私の言葉が足りなかったからでございましょうが、今御指摘にありますように、いわゆる二百億の内訳は、そのうち百二十億円はいわゆる前年度の船に対する支払いでございまし

とんだん道を行ってすれ、そこで
今日本の大メーカというものを一応
拾ってみまして、その適正操業能力と
いうのは、先ほど申し上げましたよ
うに、年間百八十万総トンの稼働能力
を持っておる。計画造船は五十万総
トン、自己資金によるものが三十万総
トン、あとは輸出、つまり外資船の建造
というものを認めなきゃなりません。
そうでなかったら、これはもう今のま

て、今日の造船産業を立て直すということのために、それこそ産投会計が仕事を始めなきゃならぬ。始める気持があるかどうかということが一つ。EEC諸国がやっているように、契約時20%、延べ払い十五年というような条件をもつて日本と競争しようとしている。こういうときに、一体通産当局として、この延べ払いというものの今

船にしてしかり、金がないので思ったようにいきません。これで話に食いつけません。

今申し上げた四つの点にお答えをしていただければ、あとは次に譲ることにいたします。お答えをいただきたい。

○政府委員（藤野淳君） ただいま造船問題に關しまして、国内船の計画造船

発展によりまして、日本の造船業は相当脅威にさらされつつあるわけでございます。いまして、ただいま御指摘のような、さらに高度の延べ払い条件を確保する必要があるに近いうちに来るのではないかと、かように考えておる次第でございます。まして、通産当局あるいは大蔵当局と常時この問題は協議いたしておるところでございます。

て、本年度着工予定の五十万総トンもの
ものに対しましては八十億でございます。
す。しかし、これは、船が御承知のよ
うに早くなったと申しましても、数カ
月以上の期間がございますので、この
財政資金の船舶に對します割り振り
につきましては、毎年前年度のものが
相当その年に支払われるということに
なれば、またその手配約ないう着工し

今全然進んでいないといつてもいいくらいな状態ですけれど、もうすぐと来年の春には、船会社はほとんど六十
四船台のうち十何船台しか、台に船を
乗けて仕事をするということがない
ようになってしまふ。早く十八次計画
というのを進めなければ、あなたの
言う合里比峯義会、吉沼船渠の拡大改
修十八次計画は進まないといふと

業を窒息させないということのための対策があるのかどうか。

第三番目に、船のみならず機械でもそうであります。たとえば織機がアラブ諸国に対して相当の有利な状態で競争して市場を確保しようとしているところか、イタリヤが二割と十五年といふ条件をもってきたので、この競争

か本年度は非常に滞りましておりまして、早期着工が非常に困難視されております。際に、米年度の造船業の操業を考えますと、輸出船の受注問題が非常に重要な問題としてクローズアップしてくることはわれわれ考えているところでございますが、それにつきまして、輸出船の受注条件の改善についてなお一そう考えるところはなか、たとえ

とあなたの言われておること、つまりあなたに伸ばさなければならぬ、伸ばなければならぬ、こうおっしゃるわけです。ドルをもっと好転させなければいかぬ、片方ではやりたくても金がない、こういう状態で、私が先ほど来大蔵大臣にお伺いしているように、この産投会計法の本来的能力とい

たものが次年度に繰り越されるということは、ここ数年來のしきたりと申しますか、そういうやり方をして参つてきておりましたのですが、私の言葉が足りなくて、あるいは先生方に誤解を招いたとすれば、まことに恐縮に存する次第でございます。

で、なお、先ほど申し上げました

策というものを答申している審議会の答申を尊重していくということにはならぬことになる。これが一つ。

さらに加えて、今EEC諸国が船を、よその船を造るという場合には、大体契約時に二〇％の支払い、あとは延べ払い十五年、こういうことでやっております。日本の船の技術を求めてくるけれど

には、ついに日本の機械はアラブ諸國に出ることができぬようになつてしまつた。これもやはり自由化と國際競争、日本の産業開墾ということのための融資策の不足ということが、そういう國際競争に負けているということになる。これまた産投会計法がそれこそ動く条件があるのじゃないか。

ばE.E.C諸国においては延べ払い条件を八割、十五年という例もある、日本もそのようなことを考えないかというような御質問だったと思います。輸出船の競争力につきましては、御承知のように、船質の問題、船の質の問題、それに、船価の問題、それから受注条件の問題、およそ三つございます。

うものをガリオア・エロア支払い、ドルで支払う、この二つの重みが一体日本産業にどういうふうに影響しているかということは御承知のとおりですよ。これもなお使い方は今後の問題問題だ、かりにけさはどの永末委員の質問に答えて、平和産業に使うというお話がありました、それを百歩譲ってお

が、五十万総トンの船を本年度に契約
あるいは着工の運びに持っていきたい
と考えておりますが、それ以外に約三
十万吨余りは、外資導入あるいは国
内の市中金融機関からの融資等により
まして、着工し得る。すでに着工した

も日本のほうは支払いが当初三〇%、延べ払いの期間は七年。これでは競争になりません。したがって、この百万総トンに値いする建造能力というものは、今日、多少はあるでしょうけれども、国際競争に耐えられない。した

第四番目に、国によって差をつけなければならないということがあるかもしれない。たとえば社会主義諸国はどうか、あるいは自由主義諸国はどうという、あるいはあることがあるかもしれない。私は、かりにこの支払い方法というもの

御指摘のように、日本の造船業の強
べ払いは、ただいまでは大部分が船価
の七割、七年というのが標準でござい
ますが、特別な場合、たとえば特別の
後進国の、あるいは政府機関に準する
ようなものの発注に對しましては、七

受けるしたとしても、 P 債権に不足することの必要性和産投会計法による金の不足ということのために産投会計法が、いかに動いていないかということを示されたことになりますけれども、その所見を伺いたいです。どうしてこのの

事態を打開するかということについての見解を伺いたいのであります。

○国務大臣(大平正芳君) 産投会計法は今御審議をいただいておりますのでございまして、成立の暁にはガリオア・エロアの債務を返済していくこととなるわけでございします。御指摘のように、まだ産投会計から支払いが行なわれていない段階におきましても、今御指摘のように、日本の造船資金その他建造資金はもとより、輸出入銀行等にも金融いたします輸出金融におきましても限度がございまして、延べ払いの条件の緩和といたうに大きく踏み切れない状態にあるわけでございします。

これは日本全体の経済の能力でございまして、その中におきまして、いろいろ工夫を加えて、輸出第一主義に条件の調整をやつて参らなさいいけないと考へておるわけでございします。いろいろな工夫が要らうかと思ひますけれども、ただいま御心配のように、そのような状況であるのかかわらず、なお産投会計にこれからガリオア・エロアの債務を支払うというロードがかかるわけでございしますから、よほどの努力をしないといけないということも御指摘のとおりよくわかるわけでございします。

ただ、先ほど大蔵大臣が申し上げましたとおり、この問題、債務の返済という問題と、それから輸出振興対策を中心いたしました政策あるいは国内の諸産業の国内均衡をどうするという問題と、これは別な問題でございします。しかし、御指摘のように、こういうロードがかかるわけでございしますから、なお一そう政府といたしましては馬力をかけて対策を講じなければならぬと思ひます。

○委員長(佐野廣君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(佐野廣君) 速記を起し。

御報告いたします。参考人として日本開港銀行総裁太田さん、理事の大島さんが御出席になっております。

○渋谷邦彦君 本件につきましては、その審議過程においてあらゆる角度から審議されておりますので、いささか重複する点もあるかと思ひます。しかし、確認の意味も含めまして、数点お伺いしたい点がございしますので、よろしく願ひしたいと思います。

先ほど米からも論議の焦点になっておりますように、本件の審議の目的は、何と申しましても、対日援助をそれ自体が債務であるかどうか、債務であるとするならばその支払い方法というものはどうあらねばならないか、大別すればその二点に分けることができるのではないかと思ひます。そこで、また蒸し返すようで恐縮であります。

○政府委員(安藤吉光君) 米国の戦後の対日援助が債務性を持つておるといふことにつきましては、先般も御説明申し上げましたとおり、当初この援助が日本に渡されたときに出来たスキヤップンに、要するに総司令部の覚書にはっきりと、支払い条件及び経

理は後日定めるといふことが書いてございします。それと前後いたしました。たとえば極東委員会の決定で、やはり日本に輸出される代金は占領に必要な非軍事的輸入であつて降伏以来すでに用なされてゐるものの費用に對して支払うために使用することができ、いわゆるガリオア・エロアもこれに入つてゐると思はれるような指令が出ております。

その二月に、マッカーサーが米国の議会に、いわゆるこのものになります軍事予算法が審議されます際にいろいろ議論がございまして、そのときにメッセージを出してあります。そのメッセージの中に、米国の予算からの支出は日本の債務となる云々というメッセージを出しております。そのメッセージは、当時司令官からも発表されました。日本の新聞にも書いてございします。その他、いろいろ向こうの国会等の歳費等における審議の際の経緯がございします。

これらをいろいろ勘案いたしましたして、こういった援助はただではない。すなわち、ただのものは初めから向こうは、たとへば学童給食物資のようなものは初めから贈与で、ただであるといふことをはっきり言つてゐるのでございします。

それ以外のもは、支払い条件及び経理は後日決定する、いわゆる後日話し合ひの上で協議してきめ。非常に債務性の濃いものでございします。

格を表現する意味で、債務と心得るといふことを本会議の答弁において申されたことと承知しております。

○渋谷邦彦君 確かに、延引した理由につきましても、今の説明である程度納得はしますが、少し論点を變更しまして、先ほどヘーグ条約についての法的な解釈があつたと思ひます。そのヘーグ条約については一応おきたいと思ひますが、ガリオア支出の予算を定めました一九四七年法、その項によりますれば、第九項に当たりますか、ガリオアについてはその返済や使用については何ら特定してない、こういうふうなうたつてあるわけであります。

それから、この一九四七年法というものは何ら特定してないわけでありまして、また債務でないといふなされる場合も可能性はできてくるのではないか、かような解釈も成り立つと思ひます。

その点について、またもう一つ関連して申し上げたいことは、商務省で、外国援助では、先ほど問題になりましたが、援助を贈与とクレジットの二つに分けて、ガリオアについては明らかに援助であると規定されてゐるわけでありまして、つまり、その理由としては、支払い能力がない、期待できない、あるいはその被援助者が米國または他の諸國と共同目的遂行の義務を持つといふ、そうした政治的な配慮があるかと考えられるのでありますが、そういう点をあげてゐるのであります。

この点に關連いたしまして考へてみますと、債務ではないと受け取れる感じがするわけですね。この点についてお伺ひしたいと思います。

○政府委員(安藤吉光君) 米國におきまする、このガリオア等の財源となつた米國の軍事予算法、それが審議されたその際に、いろいろ問題になつたことは御承知かと思ひます。この一九四七年の予算法の第十一番目に、占領地の救済、民生の安定等に使用といふことが出てゐるわけでございします。ガリオアの項目の中の第十一番目に、この審議をいたしましたときに、ある議員は、返済条項をはっきり定めろといふ動議を出したようございします。それに対して、一斉に取り立ててしまふといふことはアメリカの政策としてもおもしろくないといふようなことで、それは通りませんでした。

ただ、しかし、これは他日何らかの形において処理されるんだ。先ほど申しましたマッカーサーのメッセージもその一つでございします。その他いろいろドレーパーとか、ヒルドリックとか、いろいろな人が証言しておりますが、このアメリカの軍事予算が審議された過程におきまして、アメリカの議会におきまするいろいろな証言等は、これは一斉に全部取り立てるといふわけじゃないけれども、他日何らかの形で処理されるものだといふ形で証言されたわけでありまして。

それから、ただいま御指摘になりました商務省の刊行誌の問題でございしますが、これはフォーリン・エイドという商務省刊行の、何と申しますか、書類でございします。私、現物を見ております。この書類の中に、いわゆる対外援助のことがいろいろ統計に載つております。たしか今ここに持つておるものでございしますが、そのふるい分けの中に、今仰せられましたとおり、日本やそれから同じ西独のものも一応グラ

ントという統計の分類の中に出ております。ただ、しかし、この一番最初の説明のところには、はっきりと、グラントというのは主として贈与を言うけれども、しかし、その中には他日交渉して、その結果債務額を決定して、その上でクレジットとなるというものを含んでおるんだということがはっきり言っております。まさしくドイツや日本のものもそういった意味で、いわゆる統計の分類上は一応グラントというところに入っておりますが、その最初の説明のところは今申ししたような注釈がついてゐる。そういったように確定してゐないものについてはっきり言っておるわけでございます。したがいまして、たとえばドイツの場合とか日本の場合のごとき、後日交渉の結果確定債務額、債権額がきまつた場合は、向こうは分類上クレジットの中に入れたら、そういう説明がついておるんです。したがいまして、フォーリン・エイドの分類のグラントとかクレジットという分類は、今申し上げたような注釈というか、カテゴリーとして、分類上の便宜的な問題であります。

○渋谷邦彦君 そうした観点に立つて、政府としては明らかに債務であるという主張だろうと思ひますが、債務であるとするならば、先ほども少しくあつたと思ひますが、なぜその当時においてわれわれが物資の自由な選択ができなかつたのであろうか。振り返つてみますと、確かにひどいものといえはひどいものを食つた時代もあるわけですね。そうして何か恩着せがましいといひましようか、そういう感じを与えた印象をまだわれわれは持つてゐるわけですね。たとえていうならば、こ

れが人間が食えるかというふうな、カナダでできると思われるトウモロコシですか、これは向こうでは馬に食わせるといふふうにいわれているさうであります。こうしたような押しつけがましいものまでわれわれが引き受けなければならなかつた。そうした国民感情というものが、おそろしくこうした問題が再燃すれば、また何を言っているんだというふうな世論も当然考えられると思ふんです。なぜその当時政府として、今日日本がこうしたようなものについて困っているがゆゑに、こういうものをという、そういう選択の自由がなげでなかつたか。あるいは、したとすれば、どの程度の交渉の経過があつたのか。そうした点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(安藤吉光君) だいが昔のこと、私、当時の実情を十分承知しておりますが、確かに私たちが何かトウモロコシをもらったことがございす。しかし、全般的にいたしまして、そういったものが全部さうであつたわけじゃないで、まあいろいろ当時日本の国内が非常に、御存じのとおり、食糧が戦前の半分しか生産されなかつた、加ふるに数百万人の引揚者が帰つてきて、いわゆる非常に飢饉状態にあつた、そういったような関係でございす。そうして、何でもわれわれとしては、とにかくどうして国民が食つていくかということが非常に大きな状態であつた当時の現状も考へてみる必要があるかと思ひます。

で、御承知のとおり、政府におきましては、この窮状を何とかして打開するために、総司令部に対して食糧の輸入をし、ばしは懇請をしてゐることは、あ

るいは御承知だと思ひます。それから、なお、ドイツ等におきましても同様でございまして、ドイツ等におきましては、やはり同様な窮乏状態にございまして、やはり日本と同様に、とにかく援助を受け得るものはどんなとつたという実情にあつたやうでございす。

○渋谷邦彦君 まあその程度の説明では、とうとうどうかと思ひますが、私も、とうとう何かすっきりしない割り切れない感情が残ると思ふのです。実際、私自身もそうしたことを体験したことがあるんです。で、こうした問題が再燃されれば、また国民感情としても納得がいくであらうか。当然国民の負担になることはわかり切つた話であります。そうした点について今さら熱し返しようとは思ひませんけれども、今後そうした問題があらませんがゆゑに、今そうした私は過去のことであつてお伺ひしたわけであります。

論点をさらに変へまして、当時アメリカが援助をした、それは他面を考へれば、日本をして政治的な影響下にとなせとどめておきたい、こういうような意向も相当あつたのではないかと思ふわけですね。そういう意味において、ある程度というよりも相当大きな利益をアメリカが得たとも考えられるわけでありす。ならば、そのアメリカが利益を受けたとするならば、当然その対価として援助は無償と認めてもいいのではないかという論拠が成り立つと思ふわけですね。その点についてどのような見解を持っておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(安藤吉光君) 御存じのとおり、日本は総司令部はマッカーサー、要するにアメリカの元帥でございまして、もつともこの日本の占領につきま

しては極東委員会とか対日理事会というものが基本方針を決定してゐたわけでありす。今仰せられますように、アメリカが援助した一つの理由としては、やはり日本の民生の安定あるいは経済の復興をはかつて、もつて健全な国家を建設したいということも一つございまして。しかし、半面そういった政策のために日本国民の努力もございまして。しかし、こうした援助をもちまして、日本の今日の経済復興が成り立つたこともまた事実でございす。したがいまして、われわれとしては、こういった援助があつたがゆゑに当時の困難をしのぎ得たし、また同時に、あの敗戦の、いわゆる焼け跡の日本から今日の経済復興を築き得た。要するに日本に対しては非常に利益になつたということは否定できないと思ひます。

○渋谷邦彦君 債務については再々論議が相当尽くされたやうな感じもいたしますが、ひっくり返つて外務大臣にお伺ひしたいわけでありすが、国民大衆に向かつて、このガリオア・エロアの援助を日本の債務にすると、そういう問題についてどのようにすべきか、端的にこういう理由であるがゆゑに債務であるといふことを表明なさるおつもりか、理解のいくようにどのように所見を申されるのか、そうした点についてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 実は挿話を申し上げて恐縮ですが、幣原内閣のときに、大蔵大臣は藤澤敏三氏でございまして、ちょうどその当時、端境期を控へまして、食糧が非常に不足をいた

しまして、食糧庁の推計によりますると、あと何十日間か都市人口に配給すべき食糧がないというやうなときがございまして。当時の農林大臣は松村謙三先生でございまして、で、私がある日大蔵大臣室に入りまして。ところが、藤澤大蔵大臣は、涙を浮かべて、一人で非常に考え込んでおられまして。きやうの閣議で、実は自分は、幣原総理に對しまして、おそれ多いことございまして、皇太子殿下をアメリカに留学さしていただきたいということをお願いした。そうした幣原総理は、そういうことは私はお上に申し上げられないと、自分は断つた。その意味は、そのように日本は今の食糧難を打開するために考へておるのだということをアメリカ側に印象づけようというお気持ちがあつたのだらうと思ふわけですね。松村謙三農林大臣は、ラジオを通じて、日本には——数字は正確じゃないけれども——百八十万頭の牛と百二十万頭の馬がゐる。したがつて、これを屠殺してでも皆さんを飢えさせることはしないからというやうな悲痛な放送をされたことを、かすかに私も覚えておるののでございす。そういうやうなときに、今御指摘のように、送られた品物は、場合によつて馬や牛に食べさせるやうなものであつたかもしれない。しかし、病人と健康体と比較いたしますと、健康体のほうに幾ら葉があつても役に立ちません。あるいはアメリカにとつて余剰なものであつたかもしれない。しかし、病人にとりましては、葉は死活の問題であつたと言へるわけございまして、私どもは正直にいいまして、物の性質、分量という問題もさ

ることながら、時期、タイミングというところが非常に大事だと思つてございまして、日本がそういう状態に置かれたときに、日本が絶対的に食ひ物がほしかったわけではございまして、そういったものが、とにかくにもどういう形であるにせよ、供給されたということとは、日本の戦後の復興にとりまして非常な助けであつたことは間違いないと思つてございまして。私は、国民的にこういふことに対して感謝の気持ちを忘れてはいけない、私自身はそう思ひます。

しかしながら、アメリカといたしまして、アメリカの国力をもつていたしまして、このガリオア・エロア物資に對しまして、あれは贈与である、取り立てないといふことを言う態度をとられても、これは決して割が当たらぬと思つてゐます。アメリカはそういうことをやる能力があつたと私も思ひます。しかし、この問題は、贈与である、差し上げましようといふことを先方がおっしゃらない、後日この処理はきめましようといふことで終始言われてきたわけではございまして。政府といたしまして、これは債務性があるかといふかといふことを国会を通じてたびたび追及され、いや、これは債務と心得ますといふ苦しい答弁をいたしたわけではございまして。

で、私は、このように問題が懸案のまま残るといふことは、先ほど私が申し上げましたとおり、日米関係の将来にとりまして、決してこれは利益じゃないと思つてございまして。日米関係は悠久な未来にわたります、相互の信頼と理解をもちまして、貿易初め互恵の立場をとつていかなければならぬ

わけではございまして。その根本に横たわつてゐるのは、あくまでも相互の信頼と理解であると思つてございまして、これは目に見えぬ非常に大事なことであらうと思つてございまして。私ども外交に携わるものといひまして、一番大事な信頼と理解といふことをそこねておつては、日本の国の利益を悠久にわたつて守ることができないわけではございまして、こういふことをなるべく早く支払いをして懸案を解決する、そうして日本国民の持つておる感謝の情をちゃんとそこでけじめをつけて参るということとは、日本人の名誉でございまして。で、私はその意味におきまして、他の国々と違ひまして、日本がこのような処理をつけたということに、日本の国民としての誇りを実は感ずるでございまして。これは四億九千万ドルといふ金の問題ではなくて、われわれ日本民族が長きにわたつて生存を続け、繁栄を続けていく上におきまして、これしきのコストは、私はそんなに高いものではないといふことを國民に訴へたいといふ気持ちであります。

○渋谷邦彦 今の御回答で満足できかねるとは申せませんが、十分ひとつのそうした機会には國民の納得するようをお願いしたいと、御要望申し上げておきます。

次には、少し角度を変えて、政府としては、先ほど来から話でございしたことになれば、明らかに産投会計から出さうといふ、そうした決定に近い線がうかがわれるのでございしますが、そうすれば当然考えられることは、そ

の原資をどこに求めるか。おそらく今までの経緯から察すれば、開銀の納付金に全面的にたよることになる、このように考えられるわけでありませう、この点は、今大蔵大臣がおりませ

の原資をどこに求めるか。おそらく今までの経緯から察すれば、開銀の納付金に全面的にたよることになる、このように考えられるわけでありませう、この点は、今大蔵大臣がおりませ

の原資をどこに求めるか。おそらく今までの経緯から察すれば、開銀の納付金に全面的にたよることになる、このように考えられるわけでありませう、この点は、今大蔵大臣がおりませ

の原資をどこに求めるか。おそらく今までの経緯から察すれば、開銀の納付金に全面的にたよることになる、このように考えられるわけでありませう、この点は、今大蔵大臣がおりませ

五年度には、百七十億円の利益金をあげまして、納付金を百三十一億圓いたしてございまして。また、三十六年度におきましては、百七十四億圓の利益をあげまして、納付金を百二十四億圓いたしてございまして。なお、三十七年度の予算といたしましては、利益金を百八十三億圓見込みまして、開銀の納付金を百三十億圓を納付する、こういう予算と相なつてございまして。で、そのもととなりまして利息収入でございまして、過去三年間について申しますと、三十四年度で三百五十七億圓、三十五年度で四百億圓、三十六年度で四百三十六億圓、こういう数字でございまして、これが先

○渋谷邦彦 今の御説明で七千億の残高といふ話でございしましたが、これはいつ現在でございませうか。

○参考人(太田利三郎君) 本年三月末現在でございまして、正確な数字は七千五百九十九億圓でございまして。

○渋谷邦彦 そうですね、大体今の御説明によれば、百三十億前後の納付金、つまり開銀側から申せば見込どおりの、納付金が見込どおり行なわれている、このように見て差しつかえございませうか。

○参考人(太田利三郎君) 年度によりまして予算と多少の狂ひはございませうけれども、大体予算のワタの中で大体の納付金の実績を見ております。今後

も大体そのようにいくのじゃないかといふふうな思つております。

○渋谷邦彦 次に申し上げたいことは、開銀の重点融資先であるといわれ

○参考人(太田利三郎君) 海運の不況は、御承知のように、スエズ動乱とか、朝鮮動乱とかといふ一時の好況はございましてけれども、長い間にわたつてございまして。これは日本だけではございませうが、特に日本が企業借入金に依存する度合いが大きいために会社の業績としては非常に芳しくない、こういう実情を続けておるのであります。これはどの根の深い不況でございまして、実は一朝一夕になかなかこれだけやれば海運が立ち直れるといふような簡単な本策といふのは実はございませうので、それで毎年運輸省におかれまして海運造船合理化審議会といふ委員会を開かれまして、これによつて毎年々々いろいろ検討しておるのでございまして。それによりまして、大体の大きな柱といたしましては、海運会社自体におきまして、もっと合理化をやつていいのではないかと、日本の企業の経営上思い切つた合理化をやつていただく必要がある。それから政府におかれまして、さらに従来以上の強力な助成措置をやつていただかなければならぬのではないかと。それから、それから、海運会社はほとんど全部開発

○参考人(太田利三郎君) 年度によりまして予算と多少の狂ひはございませうけれども、大体予算のワタの中で大体の納付金の実績を見ております。今後

銀行または市中銀行からの借入金でございまして、これに應じまして、金融機関もまた応分の御協力をいたす。こういうことで相当の期間をかけまして、だんだんと体質の改善をいたしていかねばならないか。それも海運会社全部が急速に立ち直るといふものでございせんので、やはりこれは相当重点的な施策によりまして、しかも期間をかけて立ち直りをはかる以外にないのではないか、こういうふうにするのでございまして。

○渋谷邦彦君 今のお話であります、聞いておりますと、はなはだ抽象的で、何か目標がないようなところへ、ただ何となくしに策らしに策も立てないで進んでいるような、そういう感じを受けるわけでありまして、むしろこの点については、大蔵大臣に伺うべきが至当だろと思ひますけれども、そういう見込みのない状況にあつて、今回の配当のほうから第一回のガリオア・エロア、そして海運企業から上がつてくる納付金を大休日当てにしているというふう聞いていますわけでありまして、そうすれば今後の推移は非常によろしくない。これは非常にそうした面を考へますと、返済方法においてもまた何かごちのな、国民の疑惑を持たせるような行き方にならうかと思ひますが、これは今お話をありましたように、今後ともそうしたような、何となくわけがわからないと申しましようか、まことに抽象的な行き方になるおそれもなきにしもあらずでありまして、一体どういう時期に、と申しまして、今のお話であります、これは世界じゅうがそういう不況時代であるならば、一

がい日本に国だけをもつて対策を立てるわけにはとうていいかないと云うべきであらうと思ひますが、しかし、そういう不況時代でありまして、わが国の海運企業として将来どういふ方向に持っていくか、それならいかと、いう当然の目安、そういう方向といふものは示されてもいいはずであらうと思ひます、また開港として、もうした面に対する積極的な意見なりあるいは対策をお持ちになつてはいないのではないか、これをどういふようすけれども、お伺いしたいと思ひます。

○参考人(太田利三郎君) そういった海運政策全般につきましては、運輸省当局からお答えいただくのが適當かと存じますが、すでに御承知のように、海運企業整備臨時措置法案がこれから御審議されようという段階でございまして、これによって五年間にかかり海運会社の償却不足を解消させる。あるいは、償却不足の解消するもの、あるいは元金の延滞の解消、こういったものを目安にしまして、開港銀行並びに市中銀行の借入金利息の半分をたな上げして、立て直しの援助をはかる、こういう計画が具体的には出ておるわけでありまして。

ただ、私先ほど申しましたように、ただこれだけでそれでは海運企業が全部立ち直れるかどうかと申しますと、なかなかこれはむずかしい問題でありまして、海運再建審議会でございますか、この委員会が設置されることになつておりました、そこで個々に各会社について具体的計画が練られる、検討されるという段階になるのでありまして、その結果、どういふふうになるの程度が生きて、どの程度の立

ち直りができるかということがきまるのでありまして、私が申し上げたことははなはだ抽象的なものでございまして、どうも今の段階では、どの会社も全部償却不足をすぐに解消して、延滞をなくするといふような措置は、実は簡単に見つかりませんので、先ほど御答弁申し上げたような趣旨のことを申し上げたのでありますが、そういうことと、とりあへずのところは、これは法案の審議の推移を待ちまして、われわれのほうもできるだけ御協力いたしたい、こう思つておるわけでありす。

○渋谷邦彦君 最後に一点だけお伺いして終わりにしたいと思ひますが、いまかい問題で恐縮であります、現在、延滞金に対してはどのような措置を講じられていらっしゃるか。その点についてお伺いしたいと思ひます。

○参考人(太田利三郎君) 延滞金の、元金の延滞と利息の延滞がございまして、利息のほうは、実はほとんど全部金は入つておりました、今のところ七千万円しか延滞はございせん。ただ、元金のほうは、実際に延滞になつておりますのが約十九億円ございまして、しかし、開港銀行におきましては、計画造船の融資が長いものは十五年、それを毎年割り振りました償還してもらつたことになつておるわけでありまして、御承知のように、市況が非常にフラクチュエートしまして、ことに近年は市況がおもしろくないといふことで、なかなか期日にお入りま

せんので、これを半期間ずつ待つてあげ、こういう措置をいたしております。市中銀行におきまして、同様な措置をいたしておりますわけでありす。

これが三十六年度末におきまして、三百四十三億円ございまして、これで実質的にそういつた元金の待つておるものあるいは延滞しておるものが約三百六十億円ございまして、ちなみに、開港の本年三月末現在の貸出残高は千八百十一億円ございまして、その中で、さうな延滞になつておるものは、これは次の期に利益が上がりますれば、それから入れたいだく、こういう措置をとつておるわけでありす。

○鈴木市蔵君 この問題は、日本共産党に關しては、機会あるごとに国会を通じて明らかにするように努力してきて、問題であります。ずいぶん長きにわたつて、うちの国会議員からも質問されておるけれども、明確でない。この際、ひとつはっきりしたいという立場でお聞きするわけでありす。

一つは、アメリカのつまり戦後処理、対外援助に關する戦後処理、あるいはそれをカッつけ債務と言つてもいい。この処理の仕方に二通りあるといふことについて、どうお考えになりますか。

○國務大臣(大平正芳君) 先ほど問題になつておりましたような日独に対するものと、それからオーストリアとか韓国に対するものとが違ふという意味でございまして、御質問は。

○鈴木市蔵君 つまり、二通りあるといふことを、先ほど同僚議員からの質問に答えて、そういう答弁をしておるわけですね。二通りある。そこで、一つの形は、講和条約によつてそれをきめた、一つの形は、講和条約なしに、あるいは講和条約のとどきめ、こ

ういふふう二通りの形がある。そこでお伺いしたい。日本は一体どちの形なんですか。

○政府委員(安藤吉光君) 御質問の趣旨が、実は私、よく御了解いたしてないかもしれないませんが、御質問の趣旨は、たとえばドイツとか日本とかいふものは、講和条約のあとでガリオア等を処理した。ところが、オーストリアあるいはイタリア等はそうではないのだという御質問かと思ひますが、そう

でございまして。

○鈴木市蔵君 そうです。

〔委員長退席、理事柴田榮君着席〕
○政府委員(安藤吉光君) イタリアは、御承知のとおり、当時いわゆるドイツとともに英米に参戦いたしました。しかしながら、バドリオ政権ができてから、いわゆる連合国のほうに加担したわけで、いわゆる連合国といふか、アメリカからいたしますれば、これは連合国の戦勝に寄与したといふことで、いわゆるロンバルド条約によりましてこの債務を放棄、帳消しにした。それからオーストリアは、御承知のとおり、これは戦前はドイツの一部でございまして、戦後これがいわゆる解放地区になつたわけでありす。したがういまして、いわゆる一九五五年七月にできましたオーストリア同家条約発効とともに、アメリカはこのガリオア等の援助を抹消するといふことを申し出ました。要するに、これはくどいようでございまして、戦前はドイツの一部である、しかし戦争によつて解放された地域である。したがって、これから債務を取り立てるといふことはやめるといふアメリカの方針によつたわけでありす。韓国も

同様な観点から債務を要求しないわけ
でございませう。

○鈴木市蔵君 ところで、オーストリア
の場合、イタリアの場合、講和条約の
ときには、日本流の言葉でいえば、棒
引きになったわけですか。ところが、日
本は講和条約が十年も前にやられてお
る。なぜ一体そのときに棒引きの話を
しなかったのですか。つまり、二つの
形がある。一つの形は、講和条約のと
きに話をすれば棒引きになる。オー
トスリアの例、イタリアの例。日本は
棒引きになるべきようなチャンスをと
うして一体逃がしたのか。

○政府委員(安藤吉光君) ちょっと補
足させていただきます。イタリアは平
和条約のあと、ロンバルド協定でこれ
を放棄したわけでございます。日本の
場合は、講和条約のときにはいよいよ
直接軍事費、米軍が日本の占領のため
に使った軍事費、これは前大戦の例に
よりますれば、あるいは賠償の形にお
いて、あるいはその他の格好によっ
て、これは請求をしようと思えばし得
た前例もあるわけでございますが、そ
れは聞いております。ただ、しかし、
それは直接軍事費ということが平和条
約にうたってあるのはそういう経緯で
ございませう。当時ガリオア等の問題に
つきましては、まだ日本としては賠償
問題もかかえておりますし、経済の復
興もできていないということで、この
棒引きについては何ら処理のきざしが
見出せなかったわけ、平和条約では
これに触れられなかったわけでありま
す。

○鈴木市蔵君 昭和二十四年の第五国
会でわが党の野坂参三議員が、一体ガ
リオア・エロア、これは貸与であるの
かそれとも贈与であるのか、はっきり
答弁をお願いしたいということ、当
時の池田大蔵大臣、今の池田総理に質
問したことを覚えておりますか。その
ときに池田大蔵大臣の答えた答弁を覚
えておりますか。なければ私のほうか
ら……。

○政府委員(安藤吉光君) 私、即座に
今記憶いたしておりますが、ずっと
前に速記録を読みましたときの記憶で
は、たしか贈与の分もあるだろうし貸
与の分もあるのではなからうか、そう
いったような御趣旨の御説明であつた
かと存じますが、いかがでございま
しょう。

○鈴木市蔵君 まあ野坂議員のその質
問に対して池田大臣は次のように答え
ている。「今回この見返り資金特別会
計を設けましたのは、従来ガリオアと
かエロアとか申しまして、その使途が
国民にはつきりわかっていなかったも
のを、これをひとつはつきりと確認
しておいてもらいたい。国民にその使
途がはつきりとわからなかったもの
を、この特別会計によつて、はつき
りアメリカからの援助を出しただけで
ございまして、この特別会計法を設け
ましたからといって、今までの性質が
かわつて来るわけではないと私は考え
ております。しからば今までのガリオ
アとかエロアとかの資金を、贈与なり
や貸与なりやという問題は依然として
きまつておりません。これは私は講和
会議においてきまらるべきものと考
えております。」という答弁をしてい
る。確認いたしますが、これは速記録で
ある。一つは、従来ガリオアとかエ
ロアとか申しましてその使途が国民に

はつきりわかつていなかった。これは
見返り資金特別会計を設置する前のこ
とを言っているはずであります。その使
途が国民にはつきりわかつていなか
った。もう一つは、これが一体贈与なり
や貸与なりやという問題は依然として
きまつていない。これは講和会議にお
いてきまらるべきものである、と答
えている。これについてどう考えるか。外
務大臣、どう考えるか。もう講和会議
済んでしまつていふ。

○国務大臣(大平正芳君) もつたも
のか借りたものかということについて
きまつていない、これは後日処理しよ
うということ、符合すると思いま
す。

それから、処理は講和会議できま
るものと思ふというの、当時の池
田大蔵大臣の見通しであつたと思ひま
すが、講和会議のときにきまりませ
ん、ようやくことしになつてきまると
いう経過をたどりましたことは鈴木議
員御承知のとおりでございます。

○鈴木市蔵君 それから、今度は第四
十国会になります。そうすると、これ
もまたわが党の川上貫一議員の質問に
対して答えておる。講和会議できま
る原則はないのだ、講和会議できま
る原則はないのだというのを池田
総理は答えておるのです。そうす
ると、二十四年のときにはこういう問題
は講和会議ではつきりきまらるべきもの
とはつきり書いてある。はつきりきま
るべきものと考へます。きまらるべきも
のと考へます。正式にこの速記録を読
みますと、「講和会議においてきまらるべ
きものと考へております。」こう言
っているのだが、四十国会に来ると、そ
のきまらるべきものであるという考へ方

がずれて、「平和条約のときにガリオ
ア・エロアをきめなければならぬとい
う原則はございませぬ。」、こういうよ
うに変わつていふことをお認め
になりますか。

○国務大臣(大平正芳君) まあ後日処
理しようというその「後日」をいつと
考へるかという問題であり、講和会議
できまらるのだというのを先方がそう
言つたわけではなくて、池田さんがそ
うのうな見通しであつたというよう
に私は了解します。

○鈴木市蔵君 つまり変わつた、二十
四年のときの答弁から四十国会の答弁
は変わつたということを認めるわけ
ですね。これは確認をいたします。
変わつていないのは一つあります
ね、この問題に対して。変わつてい
ないのは、答弁はそういうふうにな
つてきても、ところが変わつていない
ものが一つある。これは大蔵大臣でも外
務大臣でも、どちらでもけつこうで
す。変わつていない。それは判じもの
を言つていふのじゃない。あなたたち
の答弁がこの問題に関する限りは変
わつていない。ずっと変わつていな
い。じゃ、私のほうで言ひましよう。

別にキツネ問答をしていふわけでも何
でもない。それは債務と心得るとい
うことは変わつていない。それでし
ょう。

○国務大臣(大平正芳君) そうです。
○鈴木市蔵君 講和会議できまらるべき
ものだとおっしゃるが、これは原則
ではないというふうな今度ずれてい
つて変わつた。ところが、債務と心得
るのだというところは変わつていない。
な、一体この問題を講和会議にかける

べきものを当時講和会議にかけなかつ
たか、そのいきさつ、それについてひ
とつ御答弁をお願いしたい。

○政府委員(安藤吉光君) まあ理論的
に申しまして、講和条約の際にきめる
のもあるいは一つの方法でございま
したわけでございます。しかしながら、
先ほども申しましたとおり、当時日米
間に話し合いがまだ熟していなかつ
た。また、日本としてはいろいろ賠償
等の問題もございませう、そういう
こともまだ話し合う適切な時期とは考
えられなかつたということございま
す。そうして、また一方、その場合
に、はつきりした原則をきめておきま
すと、いわゆる返済を実施しなければ
ならぬというふうなことで、これは必
ずしも日本の利益とも中せないわけ
でございませう。それから、さらにはま
た、これは法律的に見まして、平和条
約というものは日本と旧連合国との間の
条約でございませうが、この対日援助
問題は日米間の問題でございまして、
したがひまして、まあ何と申します
か、五十カ国を相手とする講和条約の
中にこれを規定するというのが必ずし
も適當ではないというふうな考へも
あつたやに聞いております。

○鈴木市蔵君 それはさつき言つたこ
とと少しも違ふ。さつきはここでど
ういうことを言つたか。これはアメリ
カ占領軍というものは、あるいはマッ
カーサーのG H Qは、つまり連合国の
占領者だ、六十何カ国の連合国の責任
者だ、アメリカだけに占領されたの
じゃない、これが云々ということを
さつきおっしゃいました。今度になる
と、それは日米間だけの問題だ、こ
ういふふうにあなたたちは変わつてくる

わけです。当時の占領は明らかにこれはボツダム宣言に基づく連合国の占領下にある。たまたまアメリカがその占領軍の中心をなしていたということだけは事実であるけれども、したがって、このガリオア・エロアの問題も、アメリカ一國だけの意図で出したものではなくて、連合国の同意を求めるとかあるいは極東委員会の同意を求めるとかいう形にして出したものであることは事実です。それを日米間の問題だから話し合ひできる。それからあなた

たが答弁したのを見ると、これは違ひじゃないか。

○政府委員(安藤吉光君) 先ほども申し上げましたように、講和会議のときに話し合ひのうの一つの方法でございまして、しかし、私が申し上げましたように、当時日本としてはまだいろいろ経済状態とか財政状態、あるいはその他の賠償問題等も片づいていないし、まだアメリカ側と話し合ひする期にきていなかったということも事実でございまして。それから、第三に、アメリカと話し合ひということをお私が申し上げましたのは、実はこの対日援助が出ました資金源はアメリカの軍事予算法でございまして。したがって、アメリカの軍事予算から出したこの援助に対する決済と申しますか、処理というものは、日米間で行なわれる性質のものである、そういうことも申したわけでありまして。

りまして、極東委員会からの日本に対する書簡が指示が何かありました、これだけでもって債務と心得ておったわけではありません。

す。今度四十国会で言ったときは、講和会議にはきまらなかつた、その時点においてなぜ講和会議においてきめなかつたかという問題をずっと言われたので、ここにずっとあれがおります。が、講和会議になぜやらなかつたかという点に對しては、平和条約のときにガリオア・エロアをきめなければならぬという原則はあります。なぞきめなことを言ひながら、しかも、なぞきめなければいかぬかという次の答弁には、講和条約を結ぶ前にガリオアの問題を片づけたという気持はダレスもあつたでしよう。しかし、吉田さんが、はつきり、われわれは将来話し合ひの上で返すつもりだ、こう言うから、日本の実情を考へて、それなら講和会議の問題にせよ、将来の問題にしよう、という経過をずっとそのままするおに述べておるのでありますから、この間に問題のそこは全然ないというふうに考へます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたということが示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○鈴木市藏君 講和会議できめられなかつたという事実が示しておると思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほどお答えを申し上げましたとおり、その当時の状況では、日本はこれを支払って参るという能力に十分恵まれていなかったから、国民の利益のために後日に延ばした。政府の苦心をしたところを御了承願いたいと思います。

○国務大臣（大平正芳君）　そういうものはございませぬ。

民のそれが利益なんだ、こういうふう
に言っておりますけれども、これは
私はやはり講和会議の議題として出す
自信がなかったのだと思うのです、
はつきり言うならばアメリカのほう
で。

は占領費だ、なぜこんなものを日本国の債務とするのだということで、寄ってたかってたかされる。それだけじゃないです。当時あの講和は単独講和でもって、国内には全面講和の運動がまき起こっておったし、国際的にも不評判だ。こういうつまり単独講和を何とかでっち上げるために、美化するため、アメリカと日本との相談づくで私はこの重要な問題を取りはずした、そういうふうには私どもは考えるのです。

時もし政府がしっかりしていれば、講和會議に持ち出して、このようなものは債權どころか、また日本國にとって債務どころか、棒引きなんだ、占領行政費として棒引きなんだということが堂々と主張できたはずだ。当時日本政府が腰が弱いから、結局講和會議に持

問題についてはこれに見解の相違などということがあるでしょうから……。

○委員長(佐野廣君) ちょっとと速記をとめて。

○鈴木市藏君　そこで、けさからの質問の中で、年度をはっきりいえば、昭和二十四年の三月までの分、これについては政府側委員の筈井というのは、数字についてはまことにしどろもどろで、よくわからぬ。われわれ聞いているのも、これをしかるべき数字があつて言っているのか、人々によつて皆違ふ。だから、その数字についてまずはっきりひとつしてもらいたい。第一に、その数字についてお尋ねします。

い。午前中も永末君が何度聞いてもはつきりしない、聞けば聞くほどこんがらがってくる。

○政府委員(上林要男君) 午前中から御質問がございました点でございますが、貿易資金特別会計が、当時の貿易物資を受け入れまして経理をいた

ましたように、当期に持込物資と商業物資とが一括して計上されておりまして、この数字は両方を含めた数字でございます。

○鈴木市藏君 千四百九十五億円。そうすると、これは二つのものを含んでおりましたね。二つのものというのとは、どういうものですか。

ル、その内訳といたしましては、商輸入が五億四千三百万ドル、援助物資が十一億九千七百万ドルという数字があるわけでございますが、それに見合いますものがたいたい申しました円でございます。

○鈴木市藏君 この期間に日本のほうから輸出したものは総額幾らですか。

しますと、先ほど申しましたJES統
計によるわけですが、六億五千
四百万ドルに相なっております。

○鈴木市藏君　そうすると、千四百九
十何億という金の中で、国民が現実
につまりふところから支払った金がある

わけですね、この金はどこへ行ったんですか。この金自体はどこへ行ったか。先ほどの話ですと、残ったという人もあれば、いやもう赤字になったって、ないという人

もある。この金は一体どこへ行つたんですか、何に使われたのですか。

○政府委員(上林英男君) 御存じのように、当時の貿易収支はどういう格好で経理いたしておったかということをもう一度御説明申し上げますと、まず輸出をいたしますときには、国内のマル公価格でこれを買い上げたわけでございます。それから、輸入をいたしますときには、別途司令部が管理いたしております別定外貨勘定におきまして外貨をもちましてこれを買って参りました、その物資をこの特別会計に引き渡したわけでございます。その引き渡しした物資を国内に売りまして、その売却代金がこの特別会計に入参りました。したがって、外貨勘定と外貨の取引と国内におきまする門とは全く切り離された格好でもって運営されておったわけでございます。

で、先ほど申しましたように、JES統計がもし正しいといたしますと、非常に大幅な入超になっておたはずでございますが、援助の援助物資が入参しましたので、したがって、実体的には、先ほど大蔵大臣から御答弁がございましたように、まず外貨の面で見ますと、司令部の残していきまして外貨勘定には当時約二億ドルくらいのドルが残っておた。かつ、貿易資金特別会計自体はそれを廃止いたしまして貿易特別会計に移りましたときに、純資産としては約三百八十億円の資産が残っておた。こういうことに相なるわけでございます。

○鈴木市藏君 今あなたの答弁で、二つまた新しく質問をしなければならぬ。一つは、当時輸出はマル公でせられたと言ったが、先ほどの質問に対して大蔵大臣は、国内で安く買いたたかれたわけではない、国内はマル公で買つてアメリカへ出したのだから、アメリカで幾らに売ろうと、それはこの問題に關しては関係はないのだというように御答弁だったんですけれども、一体当時マル公をきめたのはだれですか。

○政府委員(上林英男君) 当時は国内物価政策の観点から、物価庁におきまして物価統制をやっておたわけでございます。

○鈴木市藏君 その物価庁でやっておた物価統制を、マル公について占領者はどういう権限を持っておたんですか。これを日本が勝手にきめたものをそのまゝ承認したわけではないし、当時はすべて管理貿易であり、そうしてすべてアメリカの支配のもとにあった時代です。だから、公定価格一つだつて、日本政府で勝手にきめたものじゃないんですよ。どうなんですか。あなたたちはさつきから、公定価格だから少しも損はしないんだと、正当な価格で買ったんだと買つたんだと言っているけれども、それはそういうつじつまを合わせるだけであつて、現実に当時このマル公をきめた最高の一休場所はどこなんですか。

○政府委員(上林英男君) 当時のことでございますので、正確には記憶いたしておりませんが、もちろん一般の占領下でございまして関係もありまして、司令部の制約はあつたと思ひますけれども、具体的には物価庁におきまして、たとえば輸出物資などにおきましては、コストなどを考へて価格をきめておたということでございます。

す。

○鈴木市藏君 マル公自体が、アメリカが日本の商品を買いたたいたためにきめたものなんです。当時の物価庁などというところから日本のマル公をきめるだけのそんな力はない。これは、この公定価格をきめた、これもやっぱりアメリカです。そして、マル公をきめておいて、マル公で買い上げたんだから何も損はない。いらないんだと、こういうふうにいふるめるだけの材料にしかすぎないのであつて、事実においてこのマル公をきめたのがアメリカの当時のやつぱり占領行政の中で繰り込まれた一つの政策的なものとしてきめられていたんだ、こういうふうにおかれは見ています。間違いないでしょう。

○国務大臣(田中角榮君) これは鈴木さんの独断ですが、いづれにしても、私が先ほど申し上げたとおり、あなたのお考えは、アメリカが日本に対して対日援助物資に対して代金を将来取り立てようと思つておりながら、その実は日本の安いものを、マル公を安くきめて、それを買いたたいて自分の国へ持っていつて高く売つたんだから、実質的にはアメリカのほうでみんな利益が債務などということと新しく出てくるのはおかしいんだという、議論をきめてお考えになっておるからであります。が、少なくともその当時の日本の状態、自分の個人の力、いわゆる日本の国だけでは、占領軍がなかったときに、一体日本人が生活していくだけの貿易がはたしてできたかという、敗戦直後の日本の実態をお互いが知っておるんですから、そういうことは今に

して言えば幾らでも論断はできると思ひますが、そのような状態ではなかつたというところだけは言ひ得ると思ひます。貿易自体の問題にしても、お茶に對してもたたかかれるというよりも、もう送り出すこともできなかった事実もありましたし、しかも貿易資金特別会計の中でもって日本が安いものを払い下げたりしながら、その金としては約二億ドルと三百八十億円とが昭和二十三年一ぱいまでのものとしては残つておりますし、二十四年から以後のものは三千六十億も残つておりますという事実に徴してみれば、今鈴木さんが言われたようなそういう激しい認定は起つてこないのじゃないかと私は思ひますが、そこが議論の分かれるところかも知れません。

○鈴木市藏君 これは議論の分かれるところではないんです。事実、あなた、当時はほんとういつたら飢餓輸出です。そうして買いたたかれたという材料は、先ほど同僚の社会党の野々山議員も例をあげて言つた。それは材料を出せといつたら、幾らでもある。当時二十四年の第五国会で、死んだんだけれども、うちの徳田球一議員が、この問題について洗いざらい数字をあげた。その数字の中でも一、二の問題だけでも拾つてみなさい。たいへんな形で、輸入はともつともない高いものを押しつけられ、輸出は買いたたかれて持っていけられた。これは決して議論の分かれるところというところではなくて、事実としてはつきりと言ひ得るものなんです。

この中でもこういうことを言つてゐるのです。その一、二の例をあげてみましょう。人絹、これは国内価格じゃななんだ、国際価格の二分の一で持つていかれた。あなたは先ほどから、国内価格、公定価格だからと。そうじゃない。国際価格の二分の一で持つていかれた。それでトヨタ自動機は二・五分の一でアメリカに持つていかれた。輸出された。瀬戸物のセツトなどは四分の一だ。倍率七倍半の双眼鏡においては十分の一以下の価格です。こういうふうには、これは国内価格じゃなく、国際価格で見ても、このように安値で買いたたかれた。

そして、輸入を見てみましょう。輸入は、何か非常に恩恵をこうむつて、安く日本に持つてきて、たいへん日本国民は助かつたようなお話をずつとやつておりましたけれども、輸入だつて決してそうじゃないのです。ずいぶん当時高いものを買わされた。それは食糧だけじゃないのです。食糧であるといふと、当時の困難な条件を見てみるならば、のどへ入るものならば何でもいんだからということ、今だからそういうことを言うでしようけれども、たとえば、これなどは、あなた、どうなんですか。まあ塩の例など一つとつてみましょう。塩は、何とあなた、原価の四・六七倍という高い運賃を支払わされた。そうして当時は、輸入価格の全体の二・一五%というものが運賃であつた。こういう非常に高い輸入を押しつけられた。食糧だけじゃないのです。石炭にしても同様なんです。こうして輸入において高いものを扱われ、輸出において安く買いたたかれた。

こういう事実から私たちは言っているのであって、決してあなたの言うように、あらかじめ結論を想定しておいて、そこへ持っていくために言っているのじゃない。そういうふうなものはわけが違ふ。この問題については、多くの議員が言っているわけですが、国民の当時の状態から見ても、飢餓輸出的なものだった、こういう形で言われるものなんですから。だから、あなた方が今振り返ってみて、あのときにこういうものが来たのは恩恵だということとは当たらないのです、事実において。

そこで、お聞きしますけれども、当時二億ドルの外貨で三百八十億の金があった、見返資金特別会計に引き継がれたというのを、大蔵大臣言っておりましたね。ほんとにそうですか。

○国務大臣(田中角榮君) そうじゃないでしょう。

○鈴木市蔵君 じゃ、一体どこからどこに引き継がれた金なんです、それは。

○国務大臣(田中角榮君) 先ほど申し上げておりましたのは、貿易資金特別会計ということで、アメリカといまますか、占領軍が管理をしておりました貿易資金というものは、一体幾らぐらい戦争が終わったときに手持ちを持ってやったかという、日本の金は五千万円でありました。もう一つ外貨は一体あったのか。外貨はゼロだったのです。それは、アメリカが管理をして輸出輸入をやったわけでありました。輸入をせられたものは日本の生活の必需品であり、日本政府の要請で行なわれたものであって、相当輸入価格よりも安く国民の手に払い下げられたことは御

承知のとおりであります。そして少なくともその価格は、国民に対して払い下げたものは、一部は無償であり、一部は払い下げ価格であっても、一応輸入価格よりも相当安いもので払い下げられた。それで、日本商社から買い上げられた輸出のものというのは、これはマル公価格でもって支払われた。これは未払いではないのです。払われたわけですから。そして輸出をした利益があれば、その利益と、今対米債務になっておる相当大きな援助物資というものの代金と合わせたもので、国民に安く払い下げた差額は調整をしたはずであります。そのしりが幾らになつておりますかと。昭和二十四年米国対日援助見返資金特別会計が始まる昭和二十三年一ぱいの考え方をいいますと、三百八十億円余日本に円で残つておった、五千万円の金が三百八十億です。それから、外貨のほうはどうかという、ゼロから出たものが二億三千万ドル日本政府に引き継がれたわけでありました。それから、その金をもととして対日援助見返資金を作つたのではない。それは別に運用せられておるのです。そうじゃなく、全然それは二十三年までのしりがそうであつて、二十四年四月一日からのものは、二十八年八月一日の産投特別会計が発足するまでの間の援助物資の円貨払いをしたものが、円で積み立てたものが三千六十億と、こういうことでありますから、正確に申し上げると、今度の対象になつておるものの貿易特別会計の中心操作はたくさんありますけれども、この三千六十億と二億ドルと三百八十億の円を足したものがずっと今日まで幾らに一体運用されているかという、相

当な金額に運用せられておるということは事実であります。

○鈴木市蔵君 昭和二十四年度の「国の予算」といって大蔵省から出ておる本がありますね。これで見ると、特別貿易の会計は今言つたようなことにはなつておらぬ。これはあれこれあるの、これは二十四年三月三十一日現在で貿易資金現金収支表というものがちゃんと書いてある。動かすことができないものがちゃんと書いてある。それで見ると、輸入品の売却代金というものは一千四十億である。どんぶり勘定でもってわけのわからないというものはないです。ちょうど収支の明細書で見れば、輸入品の売却代金は一千四百億八千三百六十二万四千円だとちゃんと書いてあるではないですか。さつき何ですか、法規課長が一千四百九十億と言つたが、僕は数字の上で立って聞いているのです。

○国務大臣(田中角榮君) 先ほどから申し上げておりますが、この予算書に出しておりますものは、輸入用品の売り払い代金の金額を予算書に出したものでありますし、私が先ほど申し上げましたのは、貿易資金の残つたものを日本政府に引き継がれた純資産を申し上げておるのであります。純資産は三百八十億円であります。

○鈴木市蔵君 私がさつき聞いたのは、そのつまり輸入品に対して国民が支払つた金、要するに売却代金、国民が支払つた金が幾らかということを知りたいのです。それに対して一千四百九十億と、それからやはり二億ドルは政府のほうに入つた。そういうことではないのです。この一千四十億というのは確認していいのだね。

○政府委員(上林英男君) ただいまの御質問でございますが、千四十億と申しますのは貿易資金特別会計が廃止されました昭和二十四年三月までに現金で入つて参つた金でございます。したがって、その差額が当時物として残つておつたものでございまして、その部分を足しますと、それが後はどうも現金で入つてきたわけでありまして、合算しますと千四百九十五億円が貿易資金特別会計の手を通じまして輸入をされた物資の代金の総額である、こういうことでございます。

○鈴木市蔵君 さつき私が千四十億という数字を出すと、そのとおりです。これは当時参つた物資も後日金が入つたので、総計すると千四百九十億になる。私たちが数字を出さなければ、あなたそのまますと通してしまふということになる。まことに数字のだらしないのには困つちやう。これはちゃんと見て下さい。大蔵大臣もこのところは最後に見て下さい。あなたの言ふとおりになつていないのだから……。

○委員長(佐野廣君) それでは、本日はこの程度にいたし散会いたします。午後五時五十七分散会

八月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、農事組合法人に対する税の減免措置に関する請願(第一二三号)

第一二三号 昭和三十七年八月十日受理

農事組合法人に対する税の減免措置に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会
内 佐藤武久
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。